

積丹町地域防災計画

一般対策編

平成 29 年 3 月

積丹町防災会議

もくじ

第1章 総則	1
第1節 計画の基本方針	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語	2
第4節 計画の修正要領	3
第5節 計画の効果的推進	3
第6節 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第7節 町民及び事業所の基本的責務	10
第2章 積丹町の概況	12
第1節 自然的条件	12
第2節 災害の概況	16
第3章 防災ビジョン	22
第1節 災害に強いまちづくり	22
第2節 災害に強い人づくり	23
第3節 災害に強い仕組みづくり	24
第4章 防災組織	25
第1節 組織計画	25
第2節 気象業務に関する計画	35
第5章 災害予防計画	44
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	44
第2節 防災訓練計画	47
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	48
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	50
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	51
第6節 避難体制整備計画	54
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	58
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	61
第9節 建築物災害予防計画	62
第10節 消防計画	63
第11節 水害予防計画	64

第 12 節	風害予防計画	65
第 13 節	雪害予防計画	66
第 14 節	融雪災害予防計画	68
第 15 節	高波、高潮災害予防計画	69
第 16 節	土砂災害予防計画	70
第 17 節	積雪・寒冷対策計画	73
第 18 節	複合災害に関する計画	75
第 19 節	集落の孤立対策計画	75
第 20 節	業務継続計画の策定	77

第6章 災害応急対策計画 78

第 1 節	災害情報収集・伝達計画	78
第 2 節	災害通信計画	82
第 3 節	災害広報計画・情報提供計画	84
第 4 節	避難対策計画	87
第 5 節	応急措置実施計画	95
第 6 節	水防計画	97
第 7 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	101
第 8 節	広域応援・受援要請計画	104
第 9 節	ヘリコプター活用計画	105
第 10 節	救助救出計画	107
第 11 節	医療救護計画	108
第 12 節	防疫計画	112
第 13 節	災害警備計画	115
第 14 節	交通応急対策計画	116
第 15 節	輸送計画	118
第 16 節	食料供給計画	120
第 17 節	給水計画	121
第 18 節	衣料、生活必需物資供給計画	123
第 19 節	電力施設災害応急計画	124
第 20 節	ガス施設災害応急計画	125
第 21 節	上下水道施設対策計画	125
第 22 節	応急土木対策計画	126
第 23 節	被災宅地安全対策計画	128
第 24 節	住宅対策計画	131
第 25 節	障害物除去計画	134
第 26 節	文教対策計画	135
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	138
第 28 節	家庭動物等対策計画	140

第 29 節 応急飼料計画	140
第 30 節 廃棄物処理等計画	141
第 31 節 防災ボランティアとの連携計画	144
第 32 節 労務供給計画	145
第 33 節 職員派遣計画	146
第 34 節 集落の孤立対策計画	147
第 35 節 救助法の適用と実施	148
第 7 章 地震・津波防災対策に関する計画	150
第 8 章 原子力防災対策に関する計画	150
第 9 章 事故災害対策計画	151
第 1 節 海上災害対策計画	151
I 海難対策計画	151
II 流出油等対策計画	156
第 2 節 航空災害対策計画	160
第 3 節 道路災害対策計画	165
第 4 節 危険物等災害対策計画	170
第 5 節 大規模な火事災害対策計画	176
第 6 節 林野火災対策計画	180
第 10 章 災害復旧・被災者援護計画	185
第 1 節 災害復旧計画	185
第 2 節 被災者援護計画	186

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、積丹町防災会議が作成する計画である。

積丹町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定める。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、北海道、町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害に強いまち、人、仕組みづくりに関すること。
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 4 災害の未然防止と被害の軽減を図るための災害予防に関すること。
- 5 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 6 災害復旧に関すること。
- 7 防災訓練に関すること。
- 8 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

積丹町地域防災計画は、この一般対策編のほか、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編、資料編及び原子力防災計画資料編によって、地域防災計画を構成する。

第3節 用語

本計画において使用する用語は、以下に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
水 防 法	水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）
道 計 画	北海道地域防災計画
総合振興局協議会	後志総合振興局地域災害対策連絡協議会
町防災計画	積丹町地域防災計画
町防災会議	積丹町防災会議
本部（長）	積丹町災害対策本部（長）
防災関係機関	積丹町防災会議条例（昭和 37 年条例第 16 号）第 3 条に定める委員の属する機関（資料編参照）
災害予防責任者	災害対策基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
災 害	基本法第 2 条第 1 号に定める災害
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連續して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条第1項に定めるところにより町防災計画に隨時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するとともに、基本法第42条第6項に基づき知事に報告する。

- ① 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- ② 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- ③ 新たな計画を必要とするとき。
- ④ 防災基本計画、道計画の修正が行われたとき。
- ⑤ その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

第5節 計画の効果的推進

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1 減災

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2 自助、共助、公助

自助（町民が自らの安全を自らで守ること）、共助（町民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3 防災意識の向上

災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

4 生活者の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第6節 処理すべき事務又は業務の大綱

積丹町及び町域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関及び町民相互において、防災情報の共有に必要な措置を講ずる。

1 積丹町

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 積丹町	<p>ア 町防災会議及び本部に関する事務に関すること。</p> <p>イ 防災に関する組織の整備に関すること。</p> <p>ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。</p> <p>エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。</p> <p>オ 災害予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集、伝達及び被害調査に関すること。</p> <p>カ 災害に関する被害の調査及び情報収集・伝達及び被害調査の報告に関すること。</p> <p>キ 避難準備・高齢者等避難開始、避難の指示・勧告に関すること。</p> <p>ク 災害の予防と拡大の防止に関すること。</p> <p>ケ 救難、救助等、被災者の救護に関すること。</p> <p>コ 災害時における防疫等の保健衛生、及び文教対策に関すること。</p> <p>サ 災害応急対策及び災害復旧に関すること。</p> <p>シ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</p> <p>ス 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>セ 自主防災組織の育成に関すること。</p> <p>ソ 町民の自発的な防災活動の促進を図ること。</p> <p>タ 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。</p> <p>チ その他災害対策に必要なこと。</p>
(2) 積丹町教育委員会	<p>ア 災害時における被災児童・生徒の救護、並びに応急教育の指導に関すること。</p> <p>イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</p> <p>ウ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</p>
(3) 北後志消防組合	<p>ア 消防活動に関すること。</p> <p>イ 水防活動に関すること。</p> <p>ウ その他災害時における救助活動に関すること。</p>
(4) 積丹消防団	<p>ア 災害時の消防活動、水防活動に関すること。</p> <p>イ 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</p> <p>ウ 雪害防止活動に関すること。</p> <p>エ 被災者の救出・救護に関すること。</p>

機 関 名	事務又は業務の大綱
	オ 非常警戒に関すること。 カ 応急復旧作業に関すること。
(5) 北後志衛生施設組合	ア し尿の収集及び処理に関すること。
(6) 北シリベシ廃棄物処理広域連合	ア 一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること。

2 北海道

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 後志総合振興局（地域創生部地域政策課）	ア 総合振興局協議会に関すること。 イ 防災に関する組織の整備、資材備蓄及びその他災害予防措置に関すること。 ウ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 エ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、又は業務の実施を助けての総合調整に関すること。 オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 カ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関するこ と。
(2) 小樽建設管理部余市出張所	ア 水防技術の指導に関すること。 イ 災害時における関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告に関すること。 ウ 災害時における関係公共土木被害の調査の実施に関するこ と。 エ 公共土木施設災害対策の実施に関すること。 オ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
(3) 保健環境部余市地域保健支所	ア 医療施設・衛生施設等の被害報告に関すること。 イ 災害時における医療救護活動の推進に関するこ と。 ウ 災害時における防疫活動に関するこ と。 エ 災害時における給水・清掃等環境衛生活動の推進に関するこ と。 オ 医療・防疫・薬剤の確保及び供給に関するこ と。
(4) 森林室	ア 林野火災時の消火資機材の貸与に関するこ と。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 北海道農政事務所地域第 3 課	ア 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に 係る確認等に関するこ と。
(2) 北海道開発局小樽開発建設部 小樽道路事務所 小樽港湾事務所	ア 災害に関する情報の伝達、収集に関するこ と。 イ 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関するこ と。 ウ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関するこ と。

機 関 名	事務又は業務の大綱
	<p>エ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</p> <p>オ 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。</p> <p>カ 国道の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>キ 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>ク 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p>
(3) 北海道森林管理局 石狩森林管理署 (積丹森林事務所)	<p>ア 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</p> <p>イ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</p> <p>ウ 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</p> <p>エ 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</p>
(4) 札幌管区気象台	<p>ア 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
(5) 第一管区海上保安本部小樽海上保安部	<p>ア 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>イ 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</p> <p>ウ 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</p> <p>エ 海上における人命の救助に関すること。</p> <p>オ 海上交通の安全確保に関すること。</p> <p>カ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</p> <p>キ 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
(6) 北海道運輸局	<p>ア 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>イ 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>ウ 自動車輸送事業の安全の確保に関するこ</p> <p>と。</p>
(7) 北海道総合通信局	<p>ア 災害時における通信の確保に関するこ</p> <p>と及び非常通信の訓</p> <p>練、運用、管理を行うこ</p> <p>と。</p> <p>イ 非常通信協議会の運営に関するこ</p> <p>と。</p>

4 自衛隊

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 陸上自衛隊第11旅団	<p>ア 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じて協力すること。</p> <p>イ 災害に関する情報の伝達、収集に関するここと。</p> <p>ウ 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</p>

5 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 東日本電信電話株式会社北海道事業部	ア 非常及び緊急通信の取り扱い、重要通信の確保を図ること。
(2) 株式会社NTTドコモ北海道支社	
(3) KDDI株式会社北海道総支社	
(4) ソフトバンクモバイル株式会社	
(5) 北海道旅客鉄道株式会社（余市駅）	<p>ア 災害時における鉄道輸送の確保に関するここと。</p> <p>イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関への支援を行うこと。</p>
(6) 北海道電力株式会社 余市営業所	<p>ア 電力供給施設の防災対策を行うこと。</p> <p>イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。</p> <p>ウ ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと</p>
(7) 日本赤十字社北海道支部	<p>ア 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務の実施に関するここと。</p> <p>イ 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関するここと。</p> <p>ウ 災害義援金募集（配分）委員会に関するここと。</p>
(8) 日本郵便株式会社小樽支店第一集配営業課 (美国集配センター) (美国・入舸・野塚・余別郵便局)	<p>ア 災害時における郵便輸送の確保並びに郵便業務運営の確保を図ること。</p> <p>イ 郵便の非常取扱いを行うこと。</p> <p>ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。</p>
(9) 日本銀行札幌支店	<p>ア 災害時における通貨の円滑な供給に関するここと。</p> <p>イ 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関するここと。</p> <p>ウ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関するここと。</p>

6 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 北海道放送株式会社	ア 防災知識の普及に関すること。
(2) 札幌テレビ放送株式会社	イ 気象等警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
(3) 北海道テレビ放送株式会社	
(4) 北海道文化放送株式会社	
(5) 株式会社テレビ北海道	
(6) 株式会社エフエム北海道	
(7) 株式会社エフエムノースウェーブ	
(8) 株式会社S TVラジオ	
(9) 一般社団法人北海道医師会余市医師会	ア 災害時における救急医療に関すること。
(10) 一般社団法人後志歯科医師会	
(11) 公益社団法人北海道看護協会	
(12) 一般社団法人北海道薬剤師会及び支部	ア 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
(13) 公益社団法人北海道獣医師会及び支部	ア 災害時における飼養動物の対応に関すること。
(14) 一般社団法人北海道バス協会及び支部	ア 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について、関係機関の支援を行うこと。

7 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 新おたる農業協同組合	ア 町が行う被害状況調査及び応急対策、救難、救助等に対する協力に関すること。
(2) 東しゃこたん漁業協同組合	イ 被害応急対策、指導の実施に関すること。
(3) 積丹町商工会	ウ 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力に関すること。 エ 物資等移送の協力に関すること。 オ 共同利用施設の防災対策及び復旧に関すること。 カ 被災組合員に対する物資及び融資のあっせんに関するこ ト。 キ 気象警報等の広報に関すること。
(4) 一般運送事業者	ア 災害時における救援物資、及び応急対策用物資の緊急輸送業等について、関係機関の支援を行うこと。
(5) 危険物関係施設の管理者	ア 災害時における危険物の保安に関する措置に関するこ と。
(6) 一般社団法人北海道 L P ガス協会小樽支 部	ア 災害時における L P ガス供給活動の支援を行うこと。
(7) 積丹町婦人防火クラ ブ連合会	ア 負傷者の救出・救護に協力すること。 イ 非常食等の炊き出し及び保育等ボランティア活動に関するこ と。
(8) 社会福祉法人積丹町 社会福祉協議会	ア 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資あっせんに すること。 イ ボランティアの受入れに関するこ と。

上記以外の町内の公共的団体及び防災上重要な施設管理者についても、災害時には防災対策活動に積極的に協力するものとする。

8 北海道警察

機 関 名	事務又は業務の大綱
(1) 余市警察署	ア 災害情報の収集・伝達に関するこ と。
(2) 美国・入舸・余別駐 在所	イ 被害実態の早期把握に関するこ と。 ウ 避難誘導及び救出・救護並びに緊急交通路の確保に関する こと。 エ 犯罪の予防、取締り等に関するこ と。 オ 行方不明者の捜索及び検視に関するこ と。 カ 被災地における社会秩序の維持に関するこ と。 キ 地域安全活動に関するこ と。 ク 広報及び各種相談の受理に関するこ と。 ケ 関係機関の活動に対する支援及び協力に関するこ と。

第7節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、さまざまな主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 要配慮者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成の推進

2 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、

取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（B C P）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 自発的な防災活動の推進

町内の一一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

2 防災活動に関する計画

地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努める。

3 地区防災計画の策定

町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

4 自主防災組織の育成、強化

町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図る。

第2章 積丹町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

本町は、北海道南西部の日本海に突出する積丹半島の北部に位置し、東は古平町、南は神恵内村に隣接し、北及び西は日本海に面している。

東端	東経 140° 38'	西端	東経 140° 20'
南端	北緯 43° 12'	北端	北緯 43° 22'
面積 238.14 km ²			

■ 積丹町位置



第2 地形・地質

1 地形

本町は、東西 24.1km、南北 18.2km、海岸線は東の厚苦岬より西の沼前岬まで延長約 42km を有しており、火山性台地地域の段丘地形で構成されている。沿岸は奇岩怪石、浸食崖が発達し変化に富んだ海岸線が連続する。

また、美国川、積丹川、余別川が第3紀層変朽安山岩を削って、海岸段丘をつくり、連続している海蝕崖の沿岸にも、暗礁や顕礁が点在し、山地を刻む小河谷が発達して集落立地を作っている。

面積の大部分は山林原野で占められ、背後には神恵内側から古平側にかけて、大天狗山、珊瑚岳、積丹岳 (1,255m)、余別岳 (1,299m)、ポンネアンチシ山、両古美山、泥ノ木山、大森山等、大小の山々が連なっている。

2 地質

地質は、古第三紀末（1500～500万年前）からの火山岩類と堆積岩類が主に分布し、中央部には余別岳や天狗岳などの第四紀ころに活動した新しい火山がある。特に新第三紀中期中新世～鮮新世前半の海底火山活動は、沿岸の断崖にみられる膨大な安山岩質のハイアロクラスタイト（水冷火碎岩）をもたらした。

堆積岩でできた地域は比較的やわらかく、海の波による侵食を受け、その結果、新しいものでは海食崖、古いものでは海岸段丘などの地形となっている。海岸段丘は積丹半島の西側で、海拔50mあたりによく見られ、最後の間氷期のものである。

3 河川

二級河川の美国川、積丹川のほか、余別川、ウエンド川、幌内府川等多くの河川が存在しており、美国川は浸水想定区域に指定されている。

■ 積丹町地形図



第3 気候

日本海に面し、対馬暖流の影響を受け比較的温暖であるが、冬は北西の季節風が強く、積雪も多く、特別豪雪地帯に指定されている。平成元年から平成27年における平均気温は7.7℃、平均年間降水量は1,913mmであり近年増加傾向が見られる。アメダス美国観測所の観測開始以来（昭和51年4月）の日最大降水量は177.0mm（平成23年）、1時間最大降水量は56.5mm（平成24年）となっている。なお、最大瞬間風速については平成20年より観測されているが、平成24年12月に27.9m/sを記録している。また、根雪は11月中旬から、雪解け時は早いところで4月の中旬、遅いところで5月下旬である。町における25年間の降雪の状況は、平成2年に、年間降雪1,344cm、平成18年には最深積雪268cmと最高になっている。

■ 気象概況

区分 年別	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		雪(寒候年*cm)		
							平均 風速	最大		降雪 合計	最深 積雪
	合計	日最大	1時間 最大	日平均	最高	最低		風速	風向		
平成元	1,915	96	34	8.4	31.5	-10.1	1.7	10	南西	731	76
2	2,025	57	24	8.9	30.2	-11.4	1.7	14	南西	1,344	147
3	1,955	84	17	8.3	28.7	-15.2	1.7	14	北北西	1,329	142
4	2,028	116	23	7.6	28.1	-12	1.7	9	西南西	1,306	114
5	1,708	56	8	7.4	27.9	-10	1.8	9	西南西	978	113
6	1,977	97	20	8.2	31.4	-12.8	1.9	12	南西	1,228	130
7	2,114	59	16	7.9	30.4	-12.1	1.6	9	南西	935	137
8	1,866	57	16	6.9	29.0	-14.6	1.7	11	南西	1,093	167
9	1,803	118	28	7.7	31.0	-14.2	1.7	10	南西	844	154
10	2,010	166	18	7.6	28.0	-15.7	1.6	10	南西	654	98
11	2,052	112	20	7.8	31.4	-11.8	1.6	11	南西	1,001	154
12	2,153	116	18	7.5	33.9	-11.6	1.5	10	西南西	949	159
13	1,825	156	42	6.9	27.9	-15.4	1.6	9	西南西	800	109
14	1,740	54	13	7.6	29.1	-12.6	1.5	16	東北東	619	104
15	1,494	72	21	7.3	26.9	-15.1	1.5	12	南南西	746	112
16	2,072	70	21	8.2	31.5	-12.9	1.7	15	南西	673	185
17	2,407	100	39	7.3	29.4	-13.4	1.5	12	南西	981	209
18	1,583	43	15	7.6	30.6	-14.7	1.5	15	南西	1,132	268
19	1,447	62	32	7.7	31.4	-11.7	1.5	10	南西	489	69
20	1,313	42	27	7.7	29.2	-14.4	1.4	12	南西	597	143
21	1,919	57	25	7.7	29.7	-12.2	1.6	13.8	南西	587	99
22	2,361	165	43	8.1	32.5	-16.1	1.6	13.9	南西	665	146
23	2,338	177	37	7.5	31.5	-13.1	1.6	12.3	南南西	781	169
24	1,640	109	57	7.6	33.4	-14.7	1.4	14.7	南南西	765	170
25	2,008	66	14	7.6	32.1	-14.4	1.6	11.7	南南西	791	194
26	2,024	133	23	7.7	32.3	-13.5	1.7	14.1	南南西	846	176
27	1,871	63	19	8.4	32.4	-10.2	1.7	15.6	南西	855	179

(資料：気象庁気象統計データ、町建設課資料)

*降水量は四捨五入。「寒候年」とは前年の秋から当該年の春まで。

第4 人口及び世帯

積丹町の人口（国勢調査）は、平成17年2,860人、平成27年2,115人と、10年間で745人減少している。世帯数は、1,251世帯から994世帯と257世帯減っている。

また、高齢化率は、平成17年の37.4%から平成27年には43.8%へと増加するとともに65歳以上の人々暮らし世帯が246世帯に達するなど、避難支援等が必要な人が増加している。

なお、地区別人口（住民基本台帳）は美國地区が人口の65%を占め、次いで入舸地区が23%、余別地区が12%の順となっており、特に小規模な集落については、地区中心集落との連携による防災活動が必要となる。

■ 人口及び世帯状況の推移

(単位：人・世帯・人/世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	4,271	4,012	3,648	3,149	2,860	2,516	2,115
世帯数	1,467	1,489	1,417	1,287	1,251	1,175	994
一世帯当たり人員	2.91	2.69	2.57	2.45	2.29	2.14	2.13

(資料：国勢調査)

■ 地区別人口及び世帯状況

(単位：人・世帯・人/世帯)

地区名	人口総数	世帯総数	町名・集落名	人口総数	世帯総数
美國地区	1,447	772	美國町	1,333	722
			婦美町	114	50
入舸地区	518	251	幌武意町	68	38
			入舸町	113	60
			日司町	153	61
			野塚町	184	92
余別地区	264	123	西河町	6	5
			来岸町	63	22
			余別町	152	78
			神岬町	43	18

(資料：平成27年12月住民基本台帳)

第2節 災害の概況

本町の自然災害及び事故災害の概況は、次のとおりである。

第1 四季別の災害の概況

本町の被る災害には、台風、大雨、融雪被害等、さまざまな自然災害がある。

1 春の災害

冬期間の積雪が、春先の連続する高温と、低気圧や前線による降雨や気温の上昇によって融解が促進され、いわゆる融雪災害が発生する。

発生する時期は、おおむね3月から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで、気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

2 夏の災害

北海道には、梅雨がないといわれる。しかし、梅雨前線が北上し、北海道付近に達して大雨に見舞われることがある。

また、暖かく湿った空気の流入で大気の状態が不安定になって、局地的に大雨が降り、土砂災害や洪水害・浸水害が発生することがある。

3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通過し、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期もある。台風が北海道に接近する頃は、この勢力が弱まっていることが多いが、ほとんどその勢力を変えずに北海道を襲った昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な災害をもたらす場合がある。

また、本道付近に停滞する前線と台風の影響で、昭和56年8月の石狩川が氾濫した水害(56水害)や平成15年の日高豪雨、平成26年8月豪雨による土砂災害のように大きな災害をもたらす場合もある。

4 冬の災害

冬期に入ると上空に強い寒気が流入する事により、本道付近で低気圧が発達し、その中心気圧は970hPa以下になる場合がある。また、西高東低の冬型の気圧配置が強まる場合がある。

これらにより、平成16年1月の北見地方の豪雪や平成25年3月の暴風雪のように大きな災害をもたらす場合もある。

第2 暴風雨災害等

1 融雪出水災害

融雪出水は、積丹岳が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多い。

この原因については、おおむね次のように考えられる。

融雪期に入り徐々に河川水位が上昇するとともに、土地を水で飽和させる。このような状態のところに山地を含む河川流域の広い範囲で積雪が急速に解けると、一挙に出水することになる。

2 雪害

積丹岳では、10月末に天狗山や塩谷丸山で雪が降り始め、平地でも11月下旬から5月上旬までが降雪期間となる。また、気温が低いため、雪質は密度が小さく乾雪が多いことが特徴である。

これにより、春先の融雪出水のほか、大雪やなだれ、ふぶきや吹きだまりによる交通障害、船舶の遭難及び通行障害の続出、なだれによるバスの途絶、家屋の倒壊、埋没、さらには、積雪による農期間及び植物生育期間の短縮により冷害、冬作物の雪枯病等、甚大な被害をもたらすことがある。

3 暴風雨災害

暴風雨災害は熱帯低気圧と台風によるものが多い。台風の発生は30年間(昭和56年～平成22年)の統計では、平均で1年間に約26個発生し、そのうち約3個が日本に上陸する。

発生は7月から10月の間に多く、平均で月に3個以上発生する。また、本道に影響するものは8月、9月に多い。

4 竜巻等の突風による災害

竜巻等の突風による災害は発達した積乱雲に伴って局所的に発生することが多く、道内では平成3年から平成27年の間に44個の竜巻等の突風(海上竜巻を除く)によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生しており、特に、平成18年11月に佐呂間町で発生した竜巻では9名もの犠牲者が出ていている。

第3 土砂災害

1 急傾斜地の崩壊

本町では、集落近くの海食崖、河川両岸の急傾斜地など多くの急傾斜崩壊危険個所が指定されており、豪雨等による小規模な表層崩壊は度々発生している。道路沿いの落石や表層崩壊により、道路交通が途絶され一部集落が孤立することもある。

2 土石流

本町の土石流危険渓流は、平坦地が少ない関係から氾濫原は海岸等に区切られ狭いといった特徴があり、土石流危険渓流は集落、海岸道路に集中し分布している。

3 地すべり

本町は、第三紀の海底火山活動に伴う地質条件等により、地すべりが発生しやすい地域であり、過去には沼前地すべりや小泊地すべり(深層崩壊)など大規模な地すべりが発生しているが、人的被害はなかった。

第4 他の災害

上記の気象災害・土砂災害以外の事故等の災害の状況は次のとおりである。なお、地震・津波災害の概況については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。

1 海上災害

北海道周辺海域は、発達した低気圧の通過、酷寒、流氷、濃霧等厳しい気象条件下にあり、

毎年漁船を中心に多数の海難が発生し、人命、船舶が失われている。また、道内では石狩湾新港における外国船舶貨物船の座礁による重油の流出（平成 16 年 11 月）、稚内港内における外国貨物船の沈没による重油の流出（平成 22 年 12 月）などが発生しており、沿岸の環境に深刻な被害を及ぼす事故の発生が懸念される。

2 航空災害

道内では、12 の空港が供用されており、道内相互及び道内外の都市を結ぶ定期航空路線が開設されている。道内で発生した主な航空機事故として、昭和 46 年 7 月に七飯町横津岳に旅客機が墜落した事故の他、近年では、平成 22 年 8 月に小型機が福島町の山中に墜落する事故が発生している。

3 道路災害

トンネルや橋梁等の道路構造物の被災による災害に関しては、厳冬期の地下水湧出部分の凍結等により、平成 8 年 2 月に国道 229 号古平町豊浜の岩盤崩落が発生している。その後、新たなトンネル整備など道路防災も進んでいるが、同様の地質条件（ハイアロクラスタイト）である本町海岸部においても監視が必要となる。

4 危険物等災害

危険物施設等における事故は道内で年間数十件発生しているが、取扱いの不注意、点検不十分によるもので小規模である。本町においては、給油取扱所、船舶用重油タンク等はあるが大規模な施設は立地していない。ただし、海岸近くにあることから高潮、津波、長周期地震動、液状化等による被害は検討しておく必要がある。

5 大規模火事火災

道内において、昭和 20 年以降で 100 棟以上を消失した大火は、27 件あるが、近年は発生しておらず、昭和 40 年以降では、平成 5 年 7 月に発生した北海道南西沖地震による奥尻町の大火のみである。本町においては、大正 3 年 5 月の船澗市街 266 戸類焼が最大規模となっている。

6 林野火災

道内では、毎年 4 月～7 月の乾燥期をピークに林野火災が多発している。過去 10 年間の平均で見ると、1 年当たり 24 件発生し、約 37ha という大量の森林や原野が焼失している。

本町においては平成 15 年～平成 24 年の間、無立木地・原野等において 2 件、0.76ha が焼失している。（平成 24 年林野火災被害統計書、平成 25 年 2 月）

■ 過去の災害の記録

発生年月日	災害の内容
大正 3. 4	山火事の延焼で婦美村 22 戸と小学校が類焼
大正 3. 5	栄町から出火延焼し船澗市街 266 戸類焼
昭和 12	大阪の貨物船愛国丸（4,500 トン）石炭を満載し本州に航行中入舸シマムイ沖にて座礁 34 名溺死
昭和 12	美国座付近より出火 船澗市街 70 余棟類焼
昭和 25. 1. 14	小樽市二股繁作所有の第六喜盛丸は、余別港から水産物を満載して小樽へ航行中、入舸二万保海岸で座礁沈没し、船員及び便乗者 19 人溺死

発生年月日	災害の内容
昭和 26. 4. 18	寺町で出火 民家 25 戸焼失
昭和 27. 5. 3	婦美開拓農家から出火 風速 40m の強風にあおられ、山林多数のほか、民家 22 戸焼失
昭和 29	台風 15 号 風速 45m にも及び家屋倒壊等被害甚大 被害 1 億 5 千万円と推定
昭和 30	入舸市街で火災発生 入舸小学校、中学校等で類焼 被害総額 2 億 8,495 万円
昭和 37	台風 9 号・10 号 美國市街 400 戸が浸水、道路、河川、田畠の被害甚大 被害総額 2 億 8,495 万円
昭和 38	小泊地区 2 棟 9 戸焼失
昭和 45	沼前で地すべりが続く 民家 6 戸移転
昭和 53. 4. 17	小泊山地すべり災害 交通途絶 3 日間
昭和 54. 8. 19	台風 10 号 漁港被害 3 か所等 被害額 461 万円
昭和 54. 10. 19	台風 20 号 家屋破損、床下・床上浸水 被害額 1,886 万円
昭和 56. 8. 21	台風 15 号と大雨 住宅一部破損 2 棟 農作物被害 139ha 道路破損 1 か所 農業用生産施設 2 か所 土砂崩れ 3 か所 被害額 5,587 万円
昭和 57. 4. 15	融雪 入舸川護岸決壊 2 か所 被害額 760 万円
昭和 58. 5. 26	日本海中部地震の影響により津波発生 荷搬施設シャッター破損 漁船小破 1 隻 水産物 300g 被害額 179 万円
昭和 62. 2. 26	暴風雪 漁船小破 38 隻 被害額 1,258 万円
昭和 62. 8. 31	台風 12 号から変わった低気圧の影響 住家一部破損 2 棟 農作物 67ha 漁港被害等 被害額 3,106 万円
昭和 63. 10. 29	漁船 小破 9 隻 中破 1 隻 沈没 1 隻等 被害額 3,508 万円
平成 6. 2. 22	暴風雪 家屋被害 2 棟
平成 10. 3. 19	強雨 美國で畜舎 3 棟が浸水被害 町道（神威新道）の一部損壊
平成 10. 5. 2	大雨 国道規制 1 か所
平成 10. 9. 16	台風 5 号 雨や風による被害が発生 住家破損 2 棟 床下浸水 10 棟 畑作物 0.2ha 被害額 40 万円 河川の護岸一部損壊 4 か所 被害額 550 万円 土砂崩れによる道路被害 3 か所 被害額 100 万円 雨量超による通行止めのため草内と神岬間の全面通行止め 美國川はん濫危険により柳町地区全世帯とその他世帯計 40 世帯 105 名に避難勧告 【日降水量：9月 16 日 166 mm (観測史上 2 位)】 【24 時間降水量：9月 17 日 171 mm (観測史上 2 位)】

発生年月日	災害の内容
平成 12. 7. 24	大雨 草内の国道 229 号で土砂崩れが発生
平成 16. 3. 11	大雨 野塚町で土砂崩れが発生 この通行止めにより路線バス 5 本が運休
平成 16. 3. 17	大雨 野塚町で土砂崩れが発生 1 世帯 2 名が避難
平成 16. 9. 8	台風 18 号 暴風により家屋倒壊等、全域に渡る甚大な被害 9 月 8 日早朝から昼過ぎにかけて北海道の南西海上、積丹半島付近を北上。全道的に暴風となり多くの被害が発生。 町内では負傷者 3 名、住宅・被住宅など建物被害 235 件のほかビニールハウス倒壊など農林業に被害。電柱倒壊による停電が数日間続き、町民生活に大きな影響 【日最大風速・風向：9 月 8 日・南西 15m/s（観測史上 2 位）】
平成 18. 1. 13	大雪 例年の 3 倍の大雪による、美國市街地における家屋倒壊の危険性及び車両の通行障害 自衛隊の災害派遣要請を実施 ・1 月 10 日「積丹町雪害対策本部」設置 ・1 月 15~20 日災害派遣の自衛隊による除排雪作業 【1 月 13 日現在：積雪量 2.76m、降雪量 7.54m（前年同日の 3 倍）】 【寒候年降雪量：1,132 cm、最大積雪深 268 cm（2 月 10 日）】
平成 18. 10. 7	暴風雨 低気圧による暴風雨により漁船 1 隻沈没等 被害総額 2,500 万円
平成 19. 9. 25	ゲリラ豪雨 5 か所で土砂が流出し、野塚町の国道 1 キロが通行止め
平成 21. 5. 18	低気圧による暴風 ボート転覆等 被害総額 286 万円
平成 22. 7. 29	・美國町及び余別町の一部に美國川はん濫危険、余別川はん濫により避難勧告 ・神岬町で土砂災害警戒により町民自主避難 ・住家被害、土木被害など多数 ・国道 229 号古平～余市間の通行止めにより、観光客など総合文化センターに一晩避難 【日降水量：7 月 29 日 165 ㍉（観測史上 3 位）】 【24 時間降水量：7 月 29 日 171 ㍉（観測史上 2 位）】 【土砂災害警戒情報：7 月 29 日 9 時 35 分発表、15 時 55 分解除】
平成 23. 9.	大雨 神岬町柵泊地区、土石流により国道 229 号、町道神岬会館通り線の通行規制 他町内 12 か所で小規模な土砂崩れ及び内水浸水
平成 23. 9. 2 (7 ~ 9 月)	大雨 国道 229 号の 3 か所の土砂崩れにより野塚町～山西河地区の 4.4 km が通行止め。 神威岬遊歩道の一部崩落。 ・7 月 14 日 神岬町で大雨による土砂崩れ（4 カ所） ・8 月 14 日 町内各所で大雨による土砂崩れ（3 カ所）、町道（1 カ所） ・9 月 2~6 日 町内各所で大雨による土砂崩れ（5 カ所）、小河川はん濫（2 カ所）、国道 229 号（野塚～山西河間）通行止め（孤立住家 2 戸）、神威岬遊歩道崩落により通行止め など 【日降水量：9 月 2 日 177 ㍉（観測史上 1 位）、8 月 14 日 122.5 ㍉（観測史上 6 位）】 【24 時間降水量：9 月 2 日 189 ㍉（観測史上 1 位）】

（「観測史上」とは、美國アメダス観測による記録）

■ 気象に係る警報の発表状況（曆年）

警報の種類	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	5か年計
暴 風	0	0	3	2	3	8
暴風雪	4	3	9	3	3	22
大 雨	5	8	4	4	4	25
大 雪	5	0	1	1	1	8
高 潮	0	0	0	0	0	0
波 浪	3	4	10	5	5	27
洪 水	1	1	0	2	0	4
計	18	16	27	17	16	94

(資料：札幌管区地方気象台)

第3章 防災ビジョン

近年全国各地で発生している「風水害」「土砂災害」「竜巻災害」等、『いつ・どこで・どのような災害が発生するのか』といった予測を超えるものが多くなっている。

本町においては、日本海に面し、美国川、積丹川等を有していることから、風水害の対処が必要な地域であるが、災害の多様性を考慮し、防災対策を進める。

自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自助（自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）が必要である。また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する必要がある。

こうした考え方を踏まえた上で、積丹町民やその家庭、自治コミュニティ、事業者及び社会活動団体等、さまざまな主体が連携し、減災活動への取組を進め、町民の生命の安全と財産の維持確保を目標とする。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 災害に強い人づくり
- 3 災害に強い仕組みづくり

第1節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施する。また、がけ地等の落石等にも注意を図るとともに、浸水時における避難場所の確保とその安全性強化に努め、災害に強いまちづくりを進める。

第1 災害に強いまちづくりに向けた自助活動

「自らの生命は自己の力により守っていく」といった考え方を普及啓発し、自己責任において減災対策を促進するため、その啓発に努める。

第2 災害に強いまちづくりに向けた共助活動

地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難地等の点検活動等、常用的な防災活動を促進するとともに、施設の整備保守に努め、安全に避難できる防災拠点づくりを進める。

第3 災害に強いまちづくりに向けた公助活動

公共施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、道路の閉鎖等による孤立対策を検討するなど、計画的な減災対策を講じ、公共の役割を果す防災対策のまちづくりを推進する。

第2節 災害に強い人づくり

災害に強い人づくりに向け、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者等いわゆる要配慮者対策を含め、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災のさまざまな場面において、災害に対処できる人づくりを進める。

第1 自助活動

自力での避難が困難であると考えられる町民は、あらかじめ避難行動要支援者の登録を促す等、自己の身体状況力及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

また、町は、これらの人々を支援する体制づくりに努める。

第2 共助活動

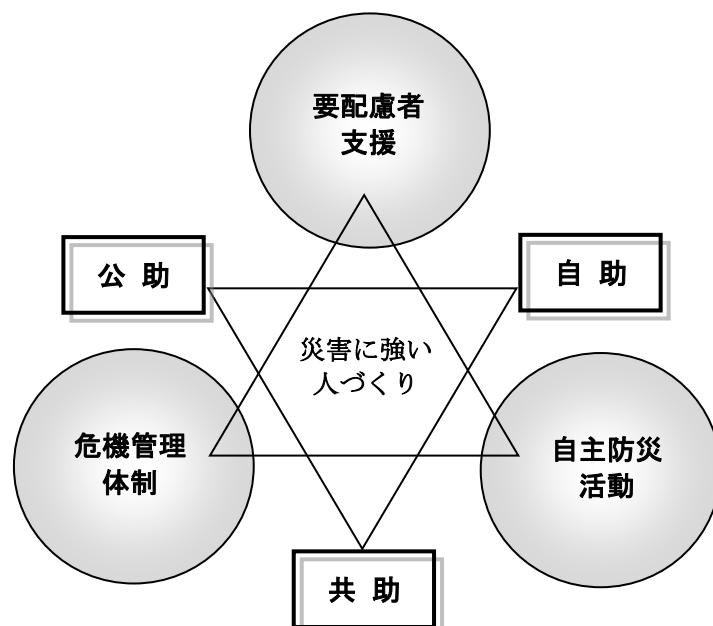
地域のコミュニティや自主防災組織が協力し合い、自主避難の体制整備をはじめ、要配慮者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な自主防災活動の促進を図る。

第3 公助活動

避難行動要支援者プランの作成に合わせて、避難行動要支援者台帳の整備に努める。

また、町民や各団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するためのリーダーの育成や府内関係部課局における担当者の連携等、危機管理体制づくりを進める。

■ 災害に強い人づくりイメージ



第3節 災害に強い仕組みづくり

高齢化や過疎化等から、全国的な傾向として、近隣扶助の意識が低下している状況を考慮し、コミュニティ、自主防災組織等の強化を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた住民連携型の防災活動を実施する。

また、男女の性差や、子ども、高齢者等の違いに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、減災活動や防災システムづくりに努める。

第1 家族の連帯による自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日頃から家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話合う等、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

第2 迅速かつ的確な活動体制の整備

あらかじめ昼夜間の対応の相違や災害種により、想定される状況を考慮し、可能な限り細部にわたる減災活動対策を検討し、緊急時においても、あわてることなく適正な防災活動可能な体制づくりを進める。

第3 日常的な防災活動による意識づくり

自治会や町内会レベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、地域防災力の向上を図る。

■ 積丹町大字界



第4章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

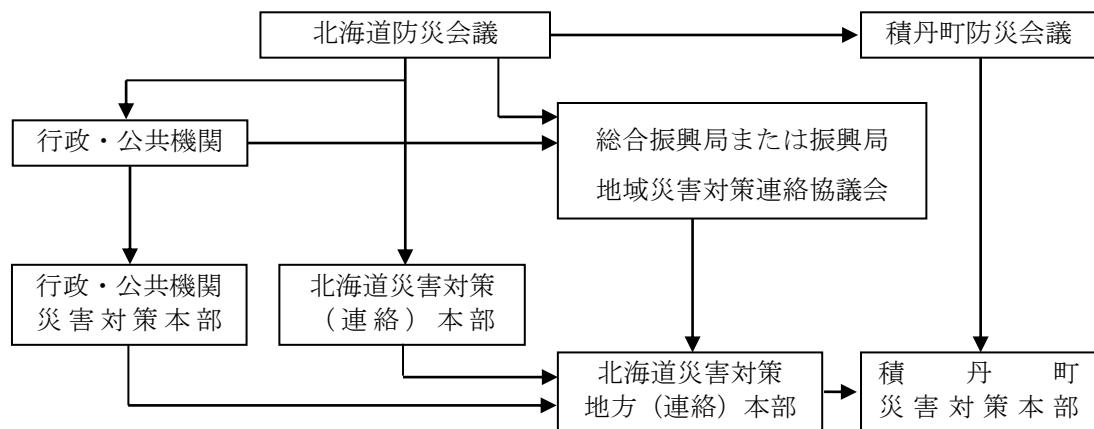
第1節 組織計画

町の防災組織の体制はこの計画の定めるところによる。

第1 平常時における防災活動体制

地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施する。

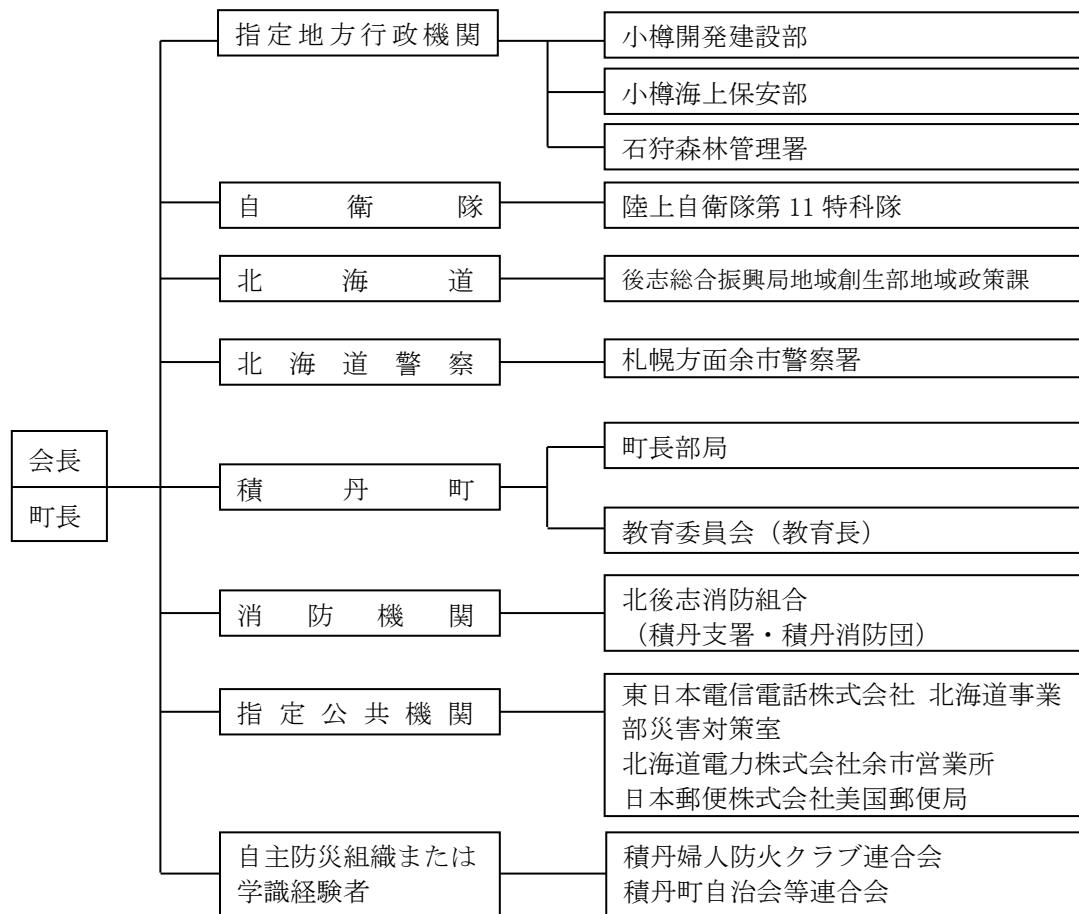
■ 北海道の地域における防災体制図（参考）



1 町防災会議

町防災会議は、基本法第 16 条の規定に基づき設置するもので、町長を会長とし、積丹町防災会議条例第 3 条第 5 項（資料編参照）に規程する者を委員として組織する。その所掌事務は、町防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に応じて町の防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること、並びに関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

■ 防災会議組織図



2 町防災会議の運営

防災会議の運営は、積丹町防災会議条例（資料編参照）の定めによる。

第2 応急活動体制

1 管理職会議

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるとき、あるいは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、必要と認めるときは、管理職会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

また、必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できるようにする。

2 本部

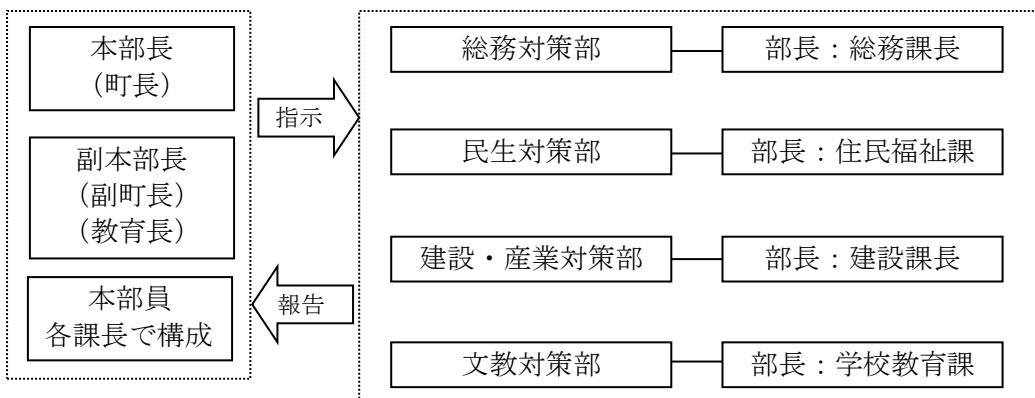
(1) 設置基準

本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- ① 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ② 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ③ 気象、地象、水象についての情報、又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- ④ 大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(2) 組織等

本部の組織は、次のとおりとする。



本部の運営は、積丹町災害対策本部条例（資料編参照）の定めによる。

本部の所掌事務は、次のとおりである。

■ 本部所掌事務

対策部と構成課	担当業務
i 総務対策部 総務課 企画課 出納室 議会事務局	<p>【初動期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象予警報及び災害警戒情報等の収集及び伝達に関すること（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域設定の伝達） ② 災害対策本部の設置に関すること ③ 防災関係機関との連絡調整に関すること（自衛隊災害派遣要請、応援要請等を含む） ④ 職員の非常招集に関すること ⑤ 被災状況の整理・報告に関すること ⑥ 災害広報に関すること ⑦ 通信手段の確保に関すること ⑧ 報道機関との連絡調整に関すること ⑨ 町内会・自治会との連絡調整に関すること ⑩ 公共交通機関、電気及び通信事業者との連絡調整に関すること ⑪ 公共施設の被害調査に関すること ⑫ 議会議員との連絡調整に関すること ⑬ 災害協定団体などとの連絡調整に関すること ⑭ 災害対策本部要員への食料の提供に関すること <p>【応急対策期】 上記に加え以下の業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害記録に関すること ・救助法の適用に関すること ・災害時の防犯に関すること ・災害関係予算の編成及び災害関係経費に関すること ・町有財産の被害調査及び災害応急・復旧対策に関すること ・各部の連絡調整に関すること ・その他各部に属さないこと
ii 民生対策部 住民福祉課 税務課 保育所 国保診療所	<p>【初動期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の開設の準備及び開設に関すること ② 被災者の避難誘導及び移送に関すること ③ 災害時避難要支援者の安全確保・避難誘導に関すること ④ 被災者に対する食料の提供に関すること ⑤ 保健所、医療機関等との連絡調整に関すること ⑥ 医薬品、衛生資機材等の確保に関すること ⑦ 負傷者の手当等に関すること <p>【応急対策期】 上記に加え以下の業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬に関すること ・被災者への炊き出し、食品・生活必需品の供与に関すること ・被災者の健康保持、介護サービス等の確保に関すること ・災害時の防疫及び、環境衛生保持、感染症予防に関すること ・災害時の清掃、廃棄物及びし尿の処理に関すること ・罹災証明の発行に関すること ・被災者の町税減免、生活保護に関すること ・義援金品の受付、配布に関すること ・被災住宅復興資金に関すること ・福祉施設の被害調査及び災害応急・復旧対策に関すること

対策部と構成課		担当業務
iii 建設 ・ 産業 対 策 部	建設課 農林水産課 商工観光課	<p>【初動期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災箇所の状況確認に関すること ② 道路、橋梁、河川等の被害調査に関すること ③ 国道、道道の交通規制情報の収集に関すること ④ 被災箇所の応急復旧対策に関すること ⑤ 応急作業用車両、資機材等の確保、調達に関すること ⑥ 上下水道施設の被害調査に関すること ⑦ 応急給水に関すること ⑧ 農林水産業・商工観光業関係の被害調査に関すること ⑨ 町営住宅の被害調査に関すること ⑩ 岬の湯しやこたんに関すること <p>【応急対策期】上記に加え以下の業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去及び保管に関すること ・被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること ・上下水道・公共土木施設の災害応急・復旧対策に関すること ・農林水産業・商工観光業関係の災害応急・復旧対策に関すること ・家畜の救助計画及び死亡獣畜処理に関すること ・農作物・家畜及び水産物の防疫、被害対策に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被害農家・漁家・商工観光業者への援護及び関係資金等の斡旋に関すること ・町有林の被害調査及び被害対策に関すること
iv 文教 対 策 部	教育委員会	<p>【初動期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒の安全確保・避難に関すること ② 学校教育施設及び社会体育施設の避難所開設の準備に関すること ③ 学校教育施設及び社会体育施設の被害調査に関すること <p>【応急対策期】上記に加え以下の業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒の救護及び応急教育に関すること ・災害時における学用品等の支給に関すること ・教育関連施設の災害応急・復旧対策に関すること ・文化財の被害調査及び保全対策に関すること

【本部の所掌事務における共通事項】

- ① 所管施設の被害状況報告に関すること
- ② 職員の動員報告に関すること
- ③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること
- ④ 各部関連の災害記録に関すること
- ⑤ 町民の避難誘導等、緊急時の措置に関すること
- ⑥ 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること
- ⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること
- ⑧ 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること

(3) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。本部事務局の担当部が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(4) 設置場所

本部は、原則として積丹町役場に設置する。

役場に設置することが困難な場合は総合文化センターに設置する。

(5) 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

(6) 通知

町長は、本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員、後志総合振興局その他防災関係機関及び町民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(7) 標識

ア 標示板

本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板を設置する。

イ 腕章

本部長、副本部長、本部員、その他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章を使用する。

※資料編資料1-4「積丹町災害対策本部の標示板、腕章」を参照

(8) 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (イ) 本部長は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出すること。
- (ウ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席できること。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出ること。

ウ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

3 現地災害対策本部

町長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。この場合、組織体制等の必要事項は、対策本部に準じてその都度決定する。

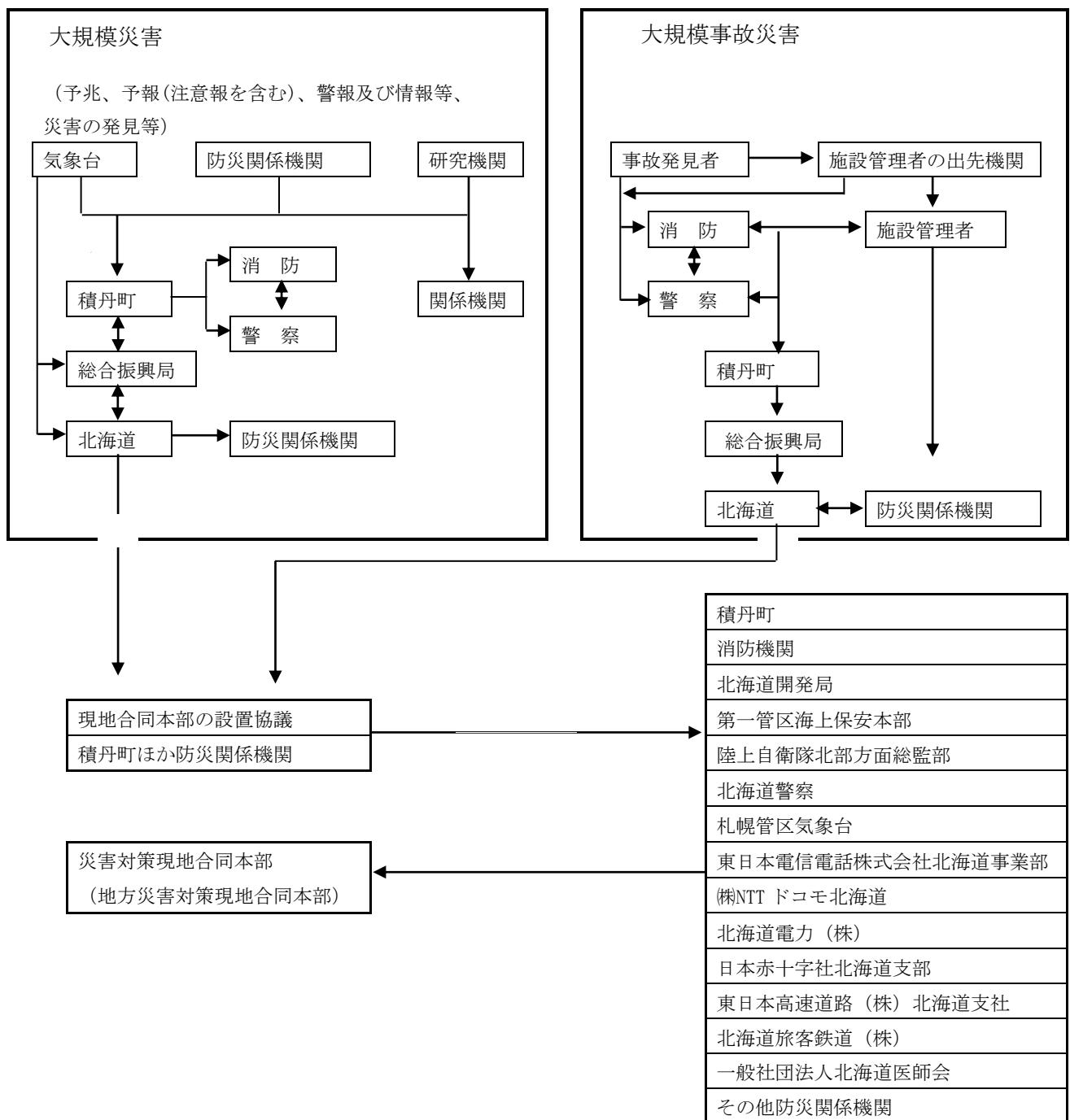
4 災害対策現地合同本部

(1) 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。（「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」）

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

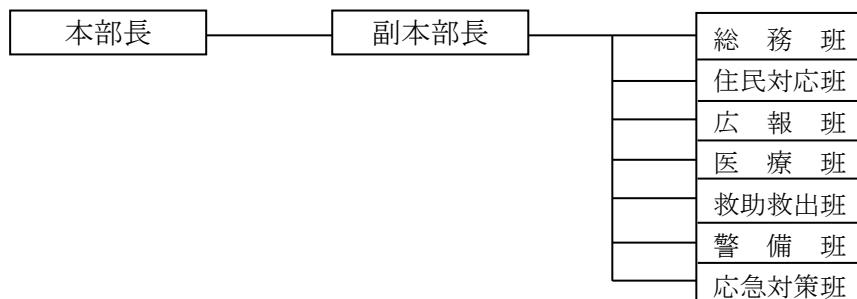
■ 災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



ア 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりとする。

■災害対策現地合同本部等組織図



■現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	町、北海道、通信関係機関 施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	町、北海道、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	町、北海道、施設管理者
広報班		報道対応、町民への情報提供	町、北海道、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ、応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	町、北海道、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	町、警察、消防、施設管理者 (自衛隊、海保：派遣があった場合)
警備班		被災現場の交通規制、立ち入り制限等	町、警察、海保、施設管理者
応急対策班		災害応急措置等	町、北海道、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊：災害派遣があった場合) ※施設管理者は、事故災害の場合のみ

イ 運営

運営等については、北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）に定める。

(2) 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し廃止する。

5 民間団体との協力

町及び北海道は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しつつ、迅速・的確な災害応急対策を実施する。

第3 職員の配備体制

1 職員の配備体制

(1) 非常配備に関する基準

ア 非常配備体制

町は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速、かつ強力に推進を図るため、非常配備の体制をとる。イ 配備決定の責任者

非常配備の種別・配備時期・配備体制等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は町長が行う。

■ 非常配備に関する基準

種別	配備時期	配備体制	組織
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	(注意体制) 1 関係課職員の少数人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とすること。 2 第2非常配備に移行し得る体制とすること。	—
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他必要により町長が非常配備を指令したとき。	(警戒体制) 1 管理職全員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とすること。 2 関係課職員は、必要な応急対策を円滑に行える体制とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とすること。	管理職会議
第3非常配備	1 町全域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	(非常体制) 1 本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急・復旧活動ができる体制とすること。	災害対策本部

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。また、地震・津波に関する非常配備については、「地震・津波防災計画編」第3章 第1節 第4による。

(2) 非常配備の配備要員（動員（招集）方法）

ア 設置及び非常配備の規模の通知

総務課長は、町長の非常配備決定に基づき職員に対し、非常配備の規模を通知する。

イ 内容の通知

上記の通知を受けた各課長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。

ウ 所定の持ち場への配備

各課長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の持ち場につく。

エ 動員（参集）系統の確立

各課においては、あらかじめ課内の動員（参集）系統を確立する。

(3) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務課長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。
- (イ) 関係課長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- (ウ) 関係各課長は、総務課からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、隨時待機職員への指示を行う。
- (エ) 関係各課長は、状況により第1非常配備につく職員の人数を調整する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 管理職会議を開催する。
- (イ) 各課長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務課長は、関係各課長及び防災関係機関と連絡を密にして客観情勢を判断し、その状況を町長に報告する。
- (エ) 各課長は、次の措置をとり、その状況を町長に報告する。
 - a 事態の重要性を課員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせる。
 - b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置する。
 - c 関係課及び災害対策に關係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を隨時本部長に報告する。

- (ア) 総務対策部長が必要と認めたときは、本部連絡員を設置する。本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達する。
- (イ) 本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。本部情報収集責任者は、総務対策部職員から総務対策部長が指名する者をもってあてる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たる。

2 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要なことから、町及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

3 自主参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

第2節 気象業務に関する計画

第1 目的

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第2 基本方針

気象業務に関する関係機関との連絡体制の整備、迅速な情報収集及び伝達機構の確保について講ずる。

第3 気象業務組織

1 予報区

(1) 一般予報区

ア 担当官署

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの予報区に分かれている。当町を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は、次のとおりである。

■ 担当官署

府県予報区名称	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

イ 細分区域名

予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域。

(イ) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる市町村を原則とする区域。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

積丹町は、以下に属する。 ■ 細分区域名

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分一区域	二次細分一区域	市町村等を まとめた地域
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	後志地方	積丹町	後志北部

第4 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は以下のとおりとする。

1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

※資料編資料2-1「警報・注意報発表基準一覧表」を参照

ア 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月に石狩・空知・胆振地方で大雨 特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧をして、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

エ 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

オ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

力 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

キ 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

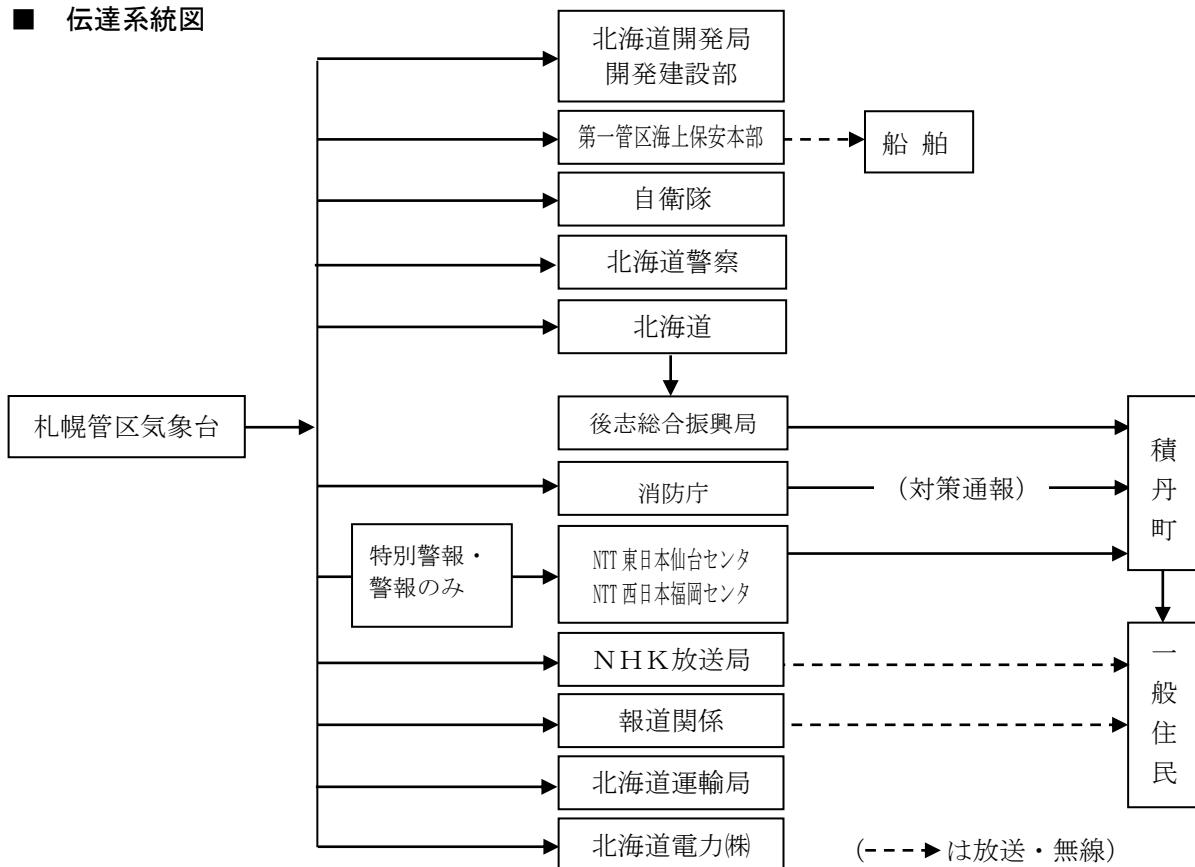
(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

特別警報・警報・注意報の伝達は、次の系統図により行う。

また、気象官署の法定伝達機関は、海上保安官署、北海道、消防庁、NTT 東日本・西日本、NHK 放送局である。なお、気象業務法第 15 条の 2 の規程に基づき、北海道から特別警報の通知を受けた場合は、町は直ちに町民及び所在の官公署への周知の措置※を講じなければならない（法定義務）。

※周知の措置：IP 告知端末機、屋外拡声機、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

■ 伝達系統図



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信。

2 海上警報

(1) 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

■ 海上警報の種類

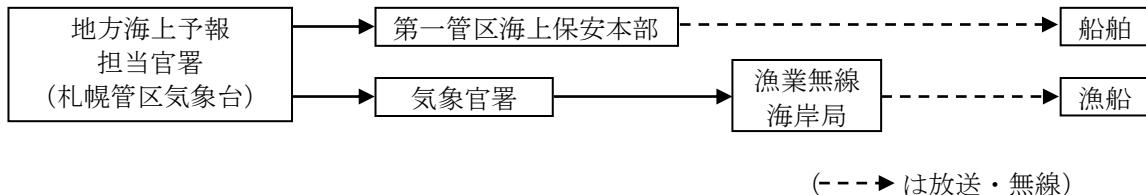
種別	呼称		
	英文	和文	説明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33Kt)の場合濃霧について警告を必要とする場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40Kt)及び9(41~47Kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10(48~55Kt)以上の場合(熱帯低気圧により風力階級12(64Kt)~の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例: 海上着氷警報)

(2) 伝達

伝達系統は次図のとおりである。

■ 海上警報の伝達系統



(注)

- ・ 気象官署: 札幌、稚内、旭川、網走、釧路、函館、室蘭
- ・ 渔業無線海岸局(15局): 稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙流、根室、釧路、日高、岩内、余市、小樽、新星マリン、北るもい、増毛

3 水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

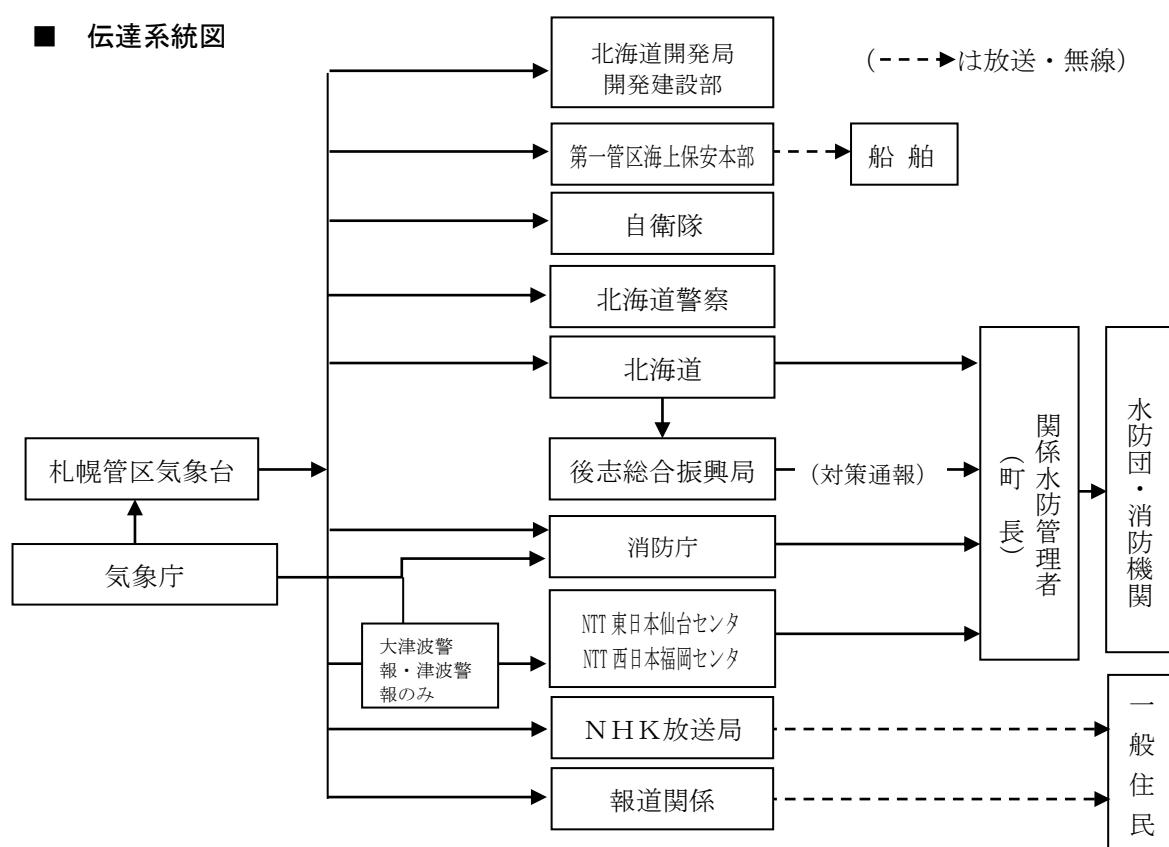
(1) 種類

水防活動用氣象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用氣象注意報	大雨注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

(2) 伝達

水防活動用気象警報及び注意報のうち、津波に関する特別警報・警報・注意報の伝達は、次の系統図により行う、なお、水防活動用気象警報及び注意報のうち、気象等に関する警報等の伝達系統図については、本節第4の1の(2)に記載。

■ 伝達系統図



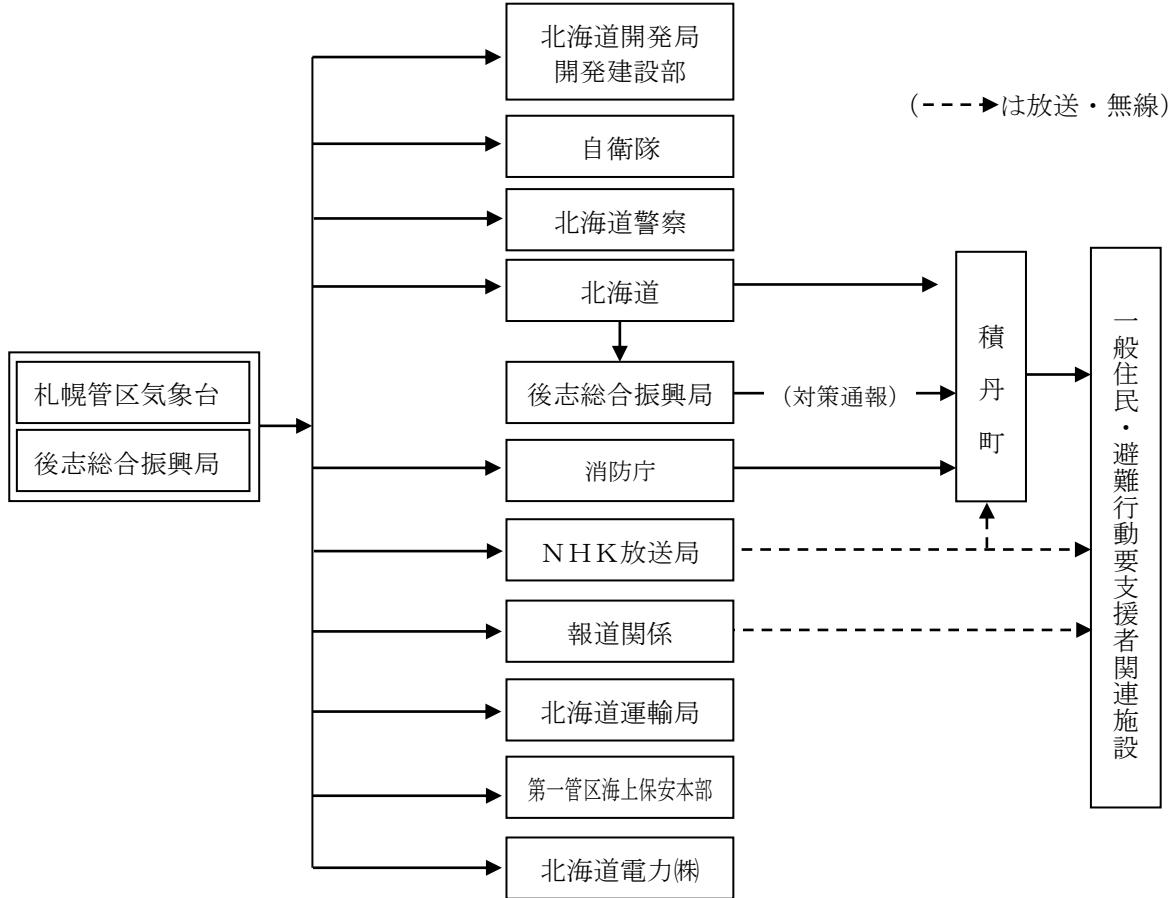
※但し、気象官署の法定伝達機関は、開発建設部、北海道警察、北海道、消防庁、NTT 東日本・西日本である。

※「大津波警報・津波警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、町民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。伝達は次の系統により行う。

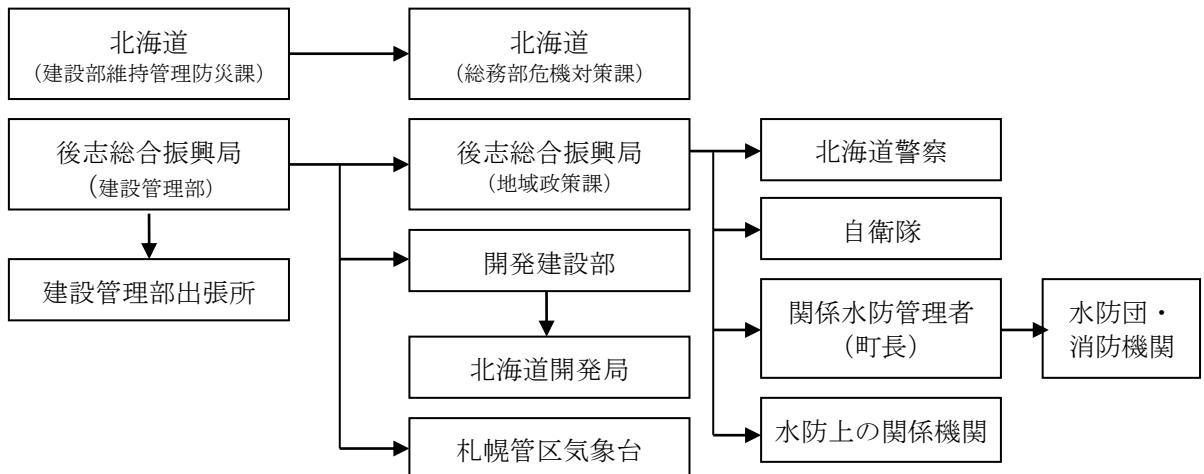
■ 土砂災害警戒情報の伝達系統



5 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。

■ 水防警報の伝達系統図



6 水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、水防警報と同様の伝達系統により行う。

河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
美国川	積丹町美国町字大沢 351-1 美国中学校地点	11.49m	11.96m	12.49m	12.94m

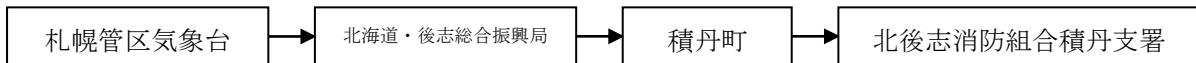
7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台からの通報を受けた北海道・後志総合振興局から町に通報される。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

（1）伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

■ 火災気象通報の伝達系統図



（2）通報基準

火災気象通報基準は次の表のとおりである。

総合振興局名	発表官署	通報基準
後志総合振興局	札幌管区気象台	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは、平均風速が陸上で 13m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速が 13m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

（3）火災警報発令条件

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局名	警報発令条件
後志総合振興局	実効湿度 70%以下にして最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき。

8 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第9章第6節「林野火災対策計画」により実施する。

9 気象情報等

（1）地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(4) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

第5 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するよう協力しなければならない。

2 町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けた警察官・消防団員はその内容を確認し直ちに町長に通報する。

3 町長の通報

異常現象に関する通報を受けた町長は札幌管区気象台に通報する。

あて先官署名	電話番号
札幌管区気象台	札幌 (011) 611-0170 (天気相談所)
札幌市中央区北2条西18丁目2	(011) 611-6124 (観測予報)
	(011) 611-6125 (地震火山)

4 一般住民等に対する周知徹底

予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知徹底する場合は、第6章第4節「避難対策計画」に従って実施する。

第5章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

また、町及び国、道は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、災害の発生が予想される地域については、道が実施する調査の結果をもとに町、道及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備、危険区域における災害予防対策を行う。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 目的

各種災害時における町民の生命及び財産、生活を守るために、防災思想・知識の普及・啓発に関する事項を定める。また、防災関係機関との連携を図り、これらの総合的な推進を図る。

第2 基本方針

防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進について、防災活動の基本的な取組みとして位置付け、災害予防等の計画にも留意し、意識啓発に努める。

第3 実施責任者

1 防災関係機関全般

防災関係機関全般は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進により防災意識の高揚を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

2 町及び道

(1) 教育、啓発

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

(2) 情報発信

町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽

減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

(3) 災害の教訓の伝達

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(4) 人材育成

地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第4 配慮すべき事項

(1) 普及・啓発

東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及に努める。

(2) 要配慮者、男女への配慮

要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 防災教育

社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第5 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、以下の方法により行う。

- ① 各種防災訓練の参加普及
- ② ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- ③ 新聞、広報誌（紙）等の活用
- ④ 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- ⑤ 広報車両の利用
- ⑥ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- ⑦ 講習会、講演会等の開催
- ⑧ その他

第6 普及・啓発を要する事項

- ① 町防災計画の概要
- ② 災害に対する一般的知識
- ③ 災害の予防措置……自助（備蓄）、防災の心得
　　防災の心得
　　火災予防の心得
　　台風襲来時における家屋の保全方法
　　漁港、商店及び農作物の災害予防事前措置
　　その他

- ④ 災害の応急措置……災害対策の組織、編成、分掌事項
　　災害の調査及び報告の要領、方法
　　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
　　災害時の心得……（家庭内、組織内の）連絡体制
　　気象情報の種別と対策
　　避難時の心得
　　被災世帯の心得
- ⑤ 災害復旧措置……被害を受けた漁港、商店及び被災農作物に対する応急措置
　　その他
- ⑥ その他必要な事項

第7 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

1 知識の向上、実践活動の習得

学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 防災教育の充実

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 防災計画、マニュアルの策定

学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

4 教職員等に対する研修

児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

5 学校や児童・生徒への配慮

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

6 社会教育での防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第8 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練について本計画の定めるところによる。

第1 目的

各種災害時における町民の生命及び財産、生活を守るため、防災訓練に関する事項を定め、防災訓練の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

防災訓練は、災害による被災を最小限に留めるとともに、町民の生命と財産を保全するための準備措置としてとらえ、多様な機会を通じた実施に努める。

第3 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は、他の災害予防責任者及び防災関係機関とも共同するなど、協力支援を得て実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、以下に掲げる訓練の実施に努める。

- ① 水防訓練
- ② 土砂災害に係る避難訓練
- ③ 消防訓練
- ④ 救難救助訓練
- ⑤ 情報通信訓練
- ⑥ 非常招集訓練
- ⑦ 総合訓練
- ⑧ 防災図上訓練
- ⑨ その他災害に関する訓練

第5 北海道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び町の協働により実施する。

1 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第6 相互応援協定に基づく訓練

町・道及び防災関係機関は協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第7 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第8 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 目的

町及び道は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第2 基本方針

災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を適切に確保・供給するとともに、円滑に実施するために必要な資機材を平常時から十分整備し、各資機材の機能を有効に發揮できるようにする。

第3 食料その他の物資の確保

1 基本的事項

(1) 備蓄・調達体制を整備、応急飲料水の確保、応急給水資機材の整備

町及び道は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と物資調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

(2) 町民への備蓄の啓発

町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、「最低3日間、推奨1週間」

分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 備蓄目標

町は、必要数量を把握の上、整備目標を設定し、備蓄に努める。なお、備蓄計画は別に定める。

3 備蓄物資

- ① 乾パン、缶詰、レトルト食品など調理不要な保存期間の長い食料
- ② 飲料水
- ③ ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ポリ袋等の応急給水用資機材
- ④ 毛布、寝具等、避難に必要な生活必需品

4 物資の調達

町は、協定事業者、生産者、販売業者、輸送業者並びに近隣市町村、道の協力を得て行う。

5 支給対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊飯のできない者
- ③ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者で、食料及び飲料水のもち合せがなく調整ができない者
- ④ 災害地において救助、応急復旧作業等に従事する者で、給食及び給水を要する者
- ⑤ その他町長が必要と認めた者

第4 防災資機材の整備

1 基本的事項

町及び道は、災害時に必要な資機材の整備充実を図る。また、町は、積雪・寒冷期の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

2 備蓄目標

町は、必要数量を把握の上、整備目標を設定し、防災資機材の整備に努める。

3 品目

- ① ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- ② バール、ジャッキ、のこぎり
- ③ 発電機、投光器
- ④ ハンドマイク
- ⑤ 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ⑥ テント、防水シート
- ⑦ 懐中電灯、ヘッドライト、乾電池
- ⑧ 仮設トイレ（簡易トイレ）

⑨ 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材

4 防災資機材の調達

防災資機材の搬出、仕分け、輸送に関し担当課と十分な協議し、生産者、販売業者、輸送業者並びに近隣市町村、北海道の協力を得て行う。

第5 医療救護資機材、医薬品の整備

1 基本事項

(1) 支給対象者及び品目等

災害時に町及び北海道が行う災害応急対策活動における要救援対象者とする。

(2) 品目等

災害用医療セット(救急箱)、ベッド兼用担架等の応急用資機材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とし、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医療資機材から順次整備に努める。

2 医療救護資機材の調達

生産者、販売業者、輸送業者並びに近隣市町村(医療機関含む)、北海道の協力を得て行う。

第6 備蓄倉庫等の整備

町及び北海道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

■ 防災資機材倉庫

役場防災倉庫	発電機、投光機、パック毛布、ラジオ、メガホン、救出用資機材など
道有防災資機材備蓄センター(後志)	俱知安町旭 57 番地 4

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

第1 目的

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第2 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、その

ノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第3 相互応援体制の整備

1 町

(1) 応援準備及び受援体制

町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。

(2) 後方支援の準備

必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(3) 遠方の市町村との協定締結

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 防災関係機関等

あらかじめ、道、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第4 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を努める。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 目的

各種災害時における自主防災組織の確保と育成等に関する事項を定め、「自助」「共助」を推進する自主防災組織の体制整備を図る。

第2 基本方針

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」と

いう精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

また、その際、女性の参画の促進に努め、女性の視点をも考慮した自主防災活動を推進する。自主防災組織の育成等についての計画は、次のとおりとする。

第3 地域住民による自主防災組織

町は、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動に当たることを目的として、自主防災組織の設置及び育成に努める。

また、要配慮者の避難誘導等、防災活動の効果的実施に向け、協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第4 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織の配備が法令により義務付けられている一定の事業所は、消防関係法令の周知徹底を図る。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織を設置するなど育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第5 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定める。

なお、自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、町民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成し、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける等、活動しやすい体制とする。

なお、他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第6 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、日頃の備えと災害時の的確な行動が求められるため、地域の集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時における町民の適切な措置及び行動に向け、平時より繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練と総合訓練があるが、個別訓練としては次のような訓練を地区の特性を考慮した上で計画する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用し、消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を把握し、その対処と避難方法等を地域で検討し実践する図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努める。また、これら資機材は災害時に速やかな応急措置の対応に向け日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、自主防災組織は、防災関係機関の提供する情報を町民に伝え、的確な応急活動を実施する。

こうした取組みに向け、あらかじめ以下の事項を定める。

- ① 連絡をとる防災関係機関
- ② 防災関係機関との連絡のための手段
- ③ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、被災者に対し地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告するなど、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等による出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける。

また、火災が発生した場合、自己の安全を確認した上で消火器等を使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する避難行動要支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、町民に対して周知徹底を図

り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

さらに、自主防災組織における安否確認などを通し地区での安否不明者などの把握に努める。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

第1 目的

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等について定める。

第2 基本方針

災害から町民の生命・身体を保護するための避難誘導体制の構築、避難場所、避難所の確保及び整備、避難計画の策定等に関する計画は、次のとおりとする。

※避難所等一覧は資料編を参照

第3 避難誘導体制の構築

1 避難路の指定、普及

町は、大規模火災、津波等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。

2 自主判断による緊急待避

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努める。

3 広域避難の準備

町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

4 児童・生徒等の引渡しに関するルール

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

5 保育所等との連絡・連携体制

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第4 避難場所の確保等

1 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、あらかじめ施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際に発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

2 学校を避難場所として指定する場合の配慮

学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定緊急避難場所の廃止、改築等の届け出

指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

4 指定緊急避難場所の指定の取り消し

町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

5 指定緊急避難場所の指定、取り消しの通知、公示

町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第5 避難所の確保等

1 指定避難所の指定

町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することができる構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2 要配慮者を滞在させる指定避難所の基準

町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

3 指定緊急避難場所と指定避難所の兼用

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4 避難所の指定に関する努力事項

町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。

(1) 他の市町村からの被災者を受け入れる施設の想定

避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておく。

(2) 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

5 指定避難所の廃止、改築等の届け出

指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6 指定避難所の指定の取り消し

町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難

所の指定を取り消す。

7 指定避難所の指定、取り消しの通知、公示

町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知する。

第6 町の避難計画の策定

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。（資料編参照）

また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- ① 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- ② 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光入り込み客対策を含む）
- ④ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- ⑤ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ・給水、給食措置
 - ・毛布、寝具等の支給
 - ・衣料、日用必需品の支給
 - ・暖房及び発電機用燃料の確保
 - ・負傷者に対する応急救護
- ⑥ 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ・避難中の秩序保持
 - ・町民の避難状況の把握
 - ・避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - ・避難住民に対する各種相談業務
- ⑦ 避難に関する広報
 - ・IP 告知端末機、屋外拡声機、緊急速報メール（エリアメール）等による周知

- ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- ・避難誘導者による現地広報
- ・住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入れ状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するための方法を検討する。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。

第7 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- ① 避難の場所（避難場所、避難所）
- ② 経路
- ③ 移送の方法
- ④ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- ⑤ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- ⑥ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第8 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 目的

各種災害時における要配慮者の生命、身体及び生活を守るために重要な事項を定める。

第2 基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれの場合が見られるところから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第3 安全対策

1 町の対策

町は、防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係課の連携の下、平常時から避難行動要支

援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定した上で、その全ての者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿の情報について、年1回は更新する。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、要介護認定を受けた者、重度の障害者、妊産婦等とし、具体的には全体計画で定める。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳（2級以上）、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳（2級以上）を所持している方
- ③ その他配慮を要する方で名簿登録を希望する方及び町長が必要と認める方

イ 避難行動支援者情報

避難行動支援者情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする事由等とする。個人情報の入手方法は住民基本台帳、要介護認定者台帳、障害者手帳交付台帳等とする。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り、予め避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿の目的外使用や複製の禁止、厳重な保管など名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

避難支援等関係者は、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自治（町内）会等とする。

なお、発災時には、避難行動要支援者の生命・身体の保護のため、平時に名簿の外部提供に不同意であった者の名簿情報を活用する。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う避難支援者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ること最優先とし、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(8) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について防災教育を実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第4 外国人に対する対策

町は道と協力し、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等さまざまな機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 目的

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第2 基本方針

情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、孤立等に備える通信手段の多重化、関係機関と連携による無線通信システムの活用などを進める。

第3 情報収集・伝達体制整備

1 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地区で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の町民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するよう努める。

2 情報収集・伝達手段の多重化

被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 非常通信協議会との連携

非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

4 通信設備の運用管理

情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等、運用管理体制の整備を図る。

5 無線通信システムの運用

無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

第9節 建築物災害予防計画

第1 目的

建築物が密集している区域では、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、建築物災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、建築物災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項に関する計画は、次のとおりである。

第3 安全対策

1 まちの不燃化の推進

(1) 建築物の不燃化の推進

建築物が密集して火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進に努める。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止に努める。

(2) 消火活動困難地域の解消

道路・空き地を確保・拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。

(3) 延焼遮断地帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止に努める。

(4) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応した消防水利等の確保に努める。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び北海道は、がけの崩壊等で危険を及ぼす恐れのある区域において、建築物の建築制限

を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第10節 消防計画

第1 目的

各種災害時における町民の生命、身体及び財産を火災・水害等の災害から保護し、これらの災害による被害を軽減するために必要な消防機関の実施事項を定め、各種災害対策の総合的な推進を図る。

なお、消防に関する事前又は事後の総合的な対策は、北後志消防組合の定めるところによる。

第2 基本方針

火災その他の災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持、町民の生命、身体、財産を防護するために必要な体制及び資機材の整備に努める。

災害時における町民の生命を保護するための消防についての計画は、次のとおりとする。

第3 安全対策

1 消防体制の整備

(1) 積丹町消防計画の充実

町は、その参画する北後志消防組合の作成する消防計画に基づき、各種災害に対し効果的な消防活動を行えるよう、必要に応じて北後志消防組合と協議し、消防計画の一層の充実を図る。

※資料編の「北後志消防組合消防計画」を参照

(2) 火災防御対策

消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中心とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

(3) 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化基本計画を踏まえながら、北後志消防組合を通じて消防の対応力強化に向けた対策を講ずる。

2 消防力の整備

町は、北後志消防組合を通じて万全な消防活動実施に向け、消防力の整備指針を参考に、実態に即した消防施設、資機材、人員の配備に努める。また、消防水利の基準に定める所要の水利整備を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、北後志消防組合を通じて消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の鍛成と第一線防災活動の充実強化を図るため、「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練

を実施する。

4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策が困難な場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、必要に応じ、他消防機関への応援を要請する。

※資料編の「北海道広域消防相互応援協定」を参照

第 11 節 水害予防計画

第 1 目的

水害予防計画は、本町における二級河川の美国川、積丹川等の河川はん濫等による浸水・内水はん濫等の災害に対する被害を軽減するために、あらかじめ予防が可能な対策を講じ、減災を図る。

第 2 基本方針

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、北海道水防計画との整合を考慮し、広域的な避難体制等にも留意して、予防に当たる。

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業に努める。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、隨時河川監視を実施し、河川の管理に当たるとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第4節「融雪災害予防計画」による。

第 3 予防対策

1 水防体制の確立

気象等警報・注意報並びに情報等を迅速に町民に伝達するため関係事業者の協力を得つつ、IP 告知端末機、屋外拡声機、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制を確立する。

2 浸水想定区域指定等があったときに定める事項

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に要配慮者施設、大規模な工場その他施設等がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

3 要配慮者施設利用者への洪水予報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に対し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

4 洪水ハザードマップの配布

上記2に掲げる事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第4 河川等はん濫の防止対策

1 河川等の水防区域及び危険な箇所の把握、周知

町において把握している河川等の水防区域（資料編参照）について、該当地域住民への周知を図る。また、河川の浚渫（しゅんせつ）は、隨時に関係者との協力により実施し、排水能力の確保を図る。

さらに、警察署及び消防機関と協力し、河川等の災害危険性等に関する以下の状況の把握に努め、必要に応じその結果を地域の町民に周知する。

- ① 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- ② 避難路上の障害物等の把握
- ③ 指定避難所等の配慮状況・建築年度の把握
- ④ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

2 治水事業の推進

町は、国・道と協力し、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を隨時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

3 水防資機材の整備の推進

水防用資機材の拡充に努める。

また、担当課長は、平素から資機材の点検補充整備に努める。さらに、異常気象等災害発生のおそれがある場合には、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要と認めるときは、資材等の現場配備を行う。

第12節 風害予防計画

第1 目的

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、風害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

風害の予防については、防風施設の整備等によりその効果を期待するが、台風、竜巻等に対

する災害予防は、予想しうる気象状況を早期に把握し、臨機応変の措置を講ずる。

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防に関しては、次に定める

第3 予防対策

町・国及び道は、次のとおり予防対策を実施する。

1 重要な施設の安全確保

町は、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性向上に配慮する。

2 家屋や付属物の安全確保

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行う。

また、状況に応じ、施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等を講じ、安全対策に努める。

第4 竜巻災害対策

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 竜巻に関する知識の普及啓発

雷注意報、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

- ① 竜巻災害のメカニズムと、過去の被害の実績を広く広報
- ② 竜巻来襲時、多くの町民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所に留まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所への避難
- ③ 低い階（2階よりも1階）、窓から離れた家の中心部がより安全であること等の知識情報を提供
- ④ プレハブ等の強度が不足する建築物より、乗用車内の方が安全である可能性が高いとされているが、可能な限り堅牢な建築物へ誘導

2 防災関係機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、町、北海道警察、消防機関、その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第13節 雪害予防計画

第1 目的

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道雪害対策実施要綱（資料編参照）に従い、防災関係機関における相互連携のもとに実施する。

また、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う町の機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立等の雪害防止に努める。

第3 予防対策

1 交通・通信及び送電の確保

(1) 除雪路線の実施分担

国道路線の除雪は、小樽開発建設部小樽道路事務所が担当する。

道道路線の除雪は、小樽建設管理部余市出張所が担当する。

町道路線の除雪は、町が担当する。

(2) 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施する。

(3) 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部は施設の改善、応急対策の強化等を図る。

(4) 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社小樽支店余市営業所は、配電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行う。

2 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に標示板及び防止柵等の施設整備に努め、安全対策を講ずる。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場の選定

雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意する。

(2) 河川の流下能力の確保

河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意する。

4 町民への啓発

町は、日頃からそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を町民に対し周知・啓発することに努める。

5 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- ① 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- ② 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- ③ 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- ④ 積雪における消防体制を確立すること。
- ⑤ 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- ⑥ 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ・食料、燃料等の供給対策
 - ・医療助産対策
 - ・応急教育対策
- ⑦ 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- ⑧ 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第14節 融雪災害予防計画

第1 目的

融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

融雪災害予防対策及び応急対策は、北海道融雪災害対策実施要綱（資料編参照）に基づき、防災関係機関相互との連携による実施に努める。

第3 予防対策

1 融雪出水対策

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合に、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。

また、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

2 なだれ等対策

(1) パトロール、広報活動、通行規制

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行う。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。

(2) 町民に対する啓発

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日頃から町等と連携して町民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずる。

3 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及び塵芥等による道路側溝の機能が低下するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

4 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部及び北海道電力株式会社小樽支店余市営業所は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮する。

5 広報活動

防災関係機関は、融雪出水に際し、町民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

6 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合において、その状況を迅速に通報するとともに、関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。

7 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱（資料編参照）に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (ア) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (イ) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (ウ) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (エ) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (オ) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (カ) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (キ) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (ク) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、町民協力による河道清掃デー等の設定に努めること。
- (ケ) 融雪出水に際し、町民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第 15 節 高波、高潮災害予防計画

第 1 目的

高波、高潮災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、高波、高潮災害対策を講ずる。

第2 基本方針

高波、高潮による被害を受けやすい区域の海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

また、町民が災害時に的確な行動をとれるよう、危険の程度を実感できる情報の提供、気象警報・注意報、並びに情報等、警戒避難体制の充実を行う。

第3 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

1 漁港、海岸保全施設整備の推進

町は、冬季風浪や台風時の浸食、波浪、高潮等の被害が生じやすい海岸に隣接する施設の計画的整備、点検を国、道に働きかけるなど漁港、海岸保全施設の整備を推進する。

2 水防体制の確立

高潮特別警報・警報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、IP 告知端末機、屋外拡声機、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多様化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

3 警戒避難体制

町は、町民に対し高波、高潮、津波等危険区域等（資料編「高波・高潮・津波等危険区域」参照）の周知に努めるとともに警戒避難体制の整備を図る。

また、町は、高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

第16節 土砂災害予防計画

第1 目的

土砂災害（地すべり・急傾斜地崩壊・土石流）から町民の生命、身体及び財産を守るため、町は土砂災害に関する予防策の策定を図る。

第2 基本方針

本町は地形上、土砂災害や落石等による災害に対する警戒が必要であり、あらかじめ想定される災害に対する防災対策を講じ、減災に努める。町は、道と協力し、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民への周知や適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、土砂災害危険箇所の詳細については、資料編（「地すべり・がけ崩れ等危険区域」「土石流危険区域」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号（以下「土砂災害防止法」という）に基づく「土砂災害警戒区域」）」に示す。

第3 予防対策

1 警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民の防災意識の向上、土砂災害に係る避難訓練の実施など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、町民の安全確保に努める。

(1) 当該警戒区域ごとに定めること

土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域ごとに、次の事項を定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ② 予報又は警報の発令及び伝達に関すること
- ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ④ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ⑤ 警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ⑥ 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関すること

(2) ハザードマップ等の配布

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民に周知するため、ハザードマップ等の印刷物を配布する。

(3) 巡視体制、報告体制の確立

土砂災害警戒情報等の発表時に備え、消防団員等の地域住民による巡回体制及び町への報告体制の確立に努める。

(4) 避難勧告等の発令体制

地域と情報を共有することにより、総合的な判断に基づく避難勧告等の発令ができるような体制を整備する。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。

2 災害種別の予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり・崖崩れが多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、土石流の発生、河川の埋没による冠水災害、集落の孤立等にもつながるため、町は、次のとおり土砂災害の予防対策を実施する。

(1) 地すべり等予防計画

地すべりは、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。粘性土をすべり面として滑動し、誘因としては地下水の影響が大きく、台風、豪雨、長雨のほか、融雪時にも発生する。

ア 地すべり危険箇所の周知及び警戒避難体制の確立

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、第3の予防対策に定める警戒避難体制に関する事項を定める。危険区域の町民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

イ 地すべり防止対策の促進

町は、関係機関に対し、必要に応じて地すべり防止工事の実施、当該区域を表示する標識の設置等を働きかけるなど、それらの状況に応じて地すべり防止対策を推進する。

3 がけ崩れ防止対策

がけ崩れは、風化が進んだ急傾斜地において主に発生し、突発性が高く、多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては地下水・地震動の影響が大きく、台風、豪雨、長雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等の周知及び警戒避難体制の確立

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともにととともに、第3の予防対策に定める警戒避難体制に関する事項を定める。危険区域の町民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（水路の清掃等）などの周知・啓発に努める。

(2) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

町は、関係機関に対し、必要に応じて急傾斜地崩壊防止工事の実施、当該区域を表示する標識の設置等を働きかけるなど、それらの状況に応じて防止対策を推進する。

(3) 山腹崩壊防止対策

町は、町民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、第3の予防対策に定める警戒避難体制に関する事項を定める。

また、町は、関係機関に対し、必要に応じて治山事業の実施、保安林等の指定を働きかけるなど、それらの状況に応じて防止対策を推進する。

4 土石流予防計画

土石流は、溪流内に堆積している不安定な土砂が、集中豪雨等で流動化し発生する場合、集中豪雨等による山腹崩壊（土砂崩れ）の崩壊土砂が、多量の湧水や表流水を得て溪流内に流れ込み発生する場合等があり、氾濫原に多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては台風、豪雨、長雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 土石流危険渓流等の周知及び警戒避難体制の確立

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともにととともに、第4の予防対策に定める警戒避難体制に関する事項を定める。

危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告、町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 土石流防止対策

町は、関係機関に対し、必要に応じて砂防・治山事業の実施を働きかけるなど、それらの状況に応じて山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防ダム工（土砂の流出を調整）、床間工

(渓床の安定)、護岸工(渓岸の安定)等防止対策を推進する。

5 山地災害の防止対策

(1) 山地治山事業

本町の町域の大部分は山林であり、おおむね急峻な地形が多く、各渓流とも豪雨の場合は、出水し流域の荒廃、砂れきの流出等、被害を受けることがあり砂防指定地が多い。こうした地域の被害を防止するため、植林等による林相の改善並びに砂防工事等の対応に努める。また、治山事業の実施に向けた取組に努める。

(2) 防災対策総合治山事業

荒廃地等山地災害危険地区の集中した地域において、山地災害の未然防止と生活環境の保全を目的とし、山地防災機能を強化するため保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等に努める。

また、市街地、集落と山地が近接しており災害が発生しやすい地域には、山地災害予知施設の設置も検討する。

(3) 森林整備

森林は、降雨等による土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たすため、荒廃林地の復旧、防災林の設置及び火災予防施設の設置等の対策を検討する。

第17節 積雪・寒冷対策計画

第1 目的

積雪・寒冷対策計画は、本町の積雪・寒冷期における災害に対する被害を軽減するために、あらかじめ予防が可能な対策を講じ、減災を図る。

第2 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。積雪・寒冷対策についての計画は、次のとおりとする。

第3 予防対策

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、北海道雪害対策実施要綱(資料編参照)に基づき、相互に連携協力し、実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (ア) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (イ) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、北海道開発局及び道等道路管理者は、除雪体制を確保し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の確保

- (ア) 道路管理者は、町道、道道及び国道の整合のとれた除雪体制を確保するため、緊密な連携に努める。
- (イ) 道路管理者は、除雪の維持を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の確保に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

ウ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモビル等の確保に努める。

エ 緊急時ヘリポートの確保

町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町及び北海道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、

燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保に向け、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第18節 複合災害に関する計画

第1 目的

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

第2 予防対策

1 職員の派遣体制、資機材の輸送手段の設定

防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。

2 訓練の実施、計画・マニュアル等の充実

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

3 複合災害時における災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発

町及び道は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 集落の孤立対策計画

第1 目的

各種災害時における孤立に関する被害を軽減するために、迂回路の確保、通信設備の整備等

の対策を講じ、減災を図る。

第2 基本方針

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の防止に努める。

また、孤立した場合には、被災状況の早期把握、町民の救出・救助等の応急対策の実施に向けた体制を確立する。そのため、町及び防災関係機関が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第3 予防対策

1 孤立のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から、災害時に孤立が予想される集落について、事前に以下の状況把握に努める。

(1) 道路状況

- ① 集落につながる道路等において迂回路がないこと。
- ② 集落につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高いこと。
- ③ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高いこと。
- ④ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高いこと。

(2) 通信手段

- ① 有線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高いこと。
- ② 衛星電話など多様な通信手段が確保されていないこと。

2 孤立の未然防止対策

集落の孤立を未然に防止するため、町及び防災関係機関は連携し、次の対策に取り組み、その対応を推進する。

(1) 町

ア 防災情報提供体制の整備

災害時に孤立するおそれのある集落においては、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

イ 連絡手段の事前確認

町は、消防機関、警察、北海道電力、NTT東日本、漁業協同組合等の防災関係機関がもつ連絡手段の状況について事前に確認を行うとともに、アマチュア無線を含め、その連絡手段が災害時に有効に活用できるよう、関係者との連携に向けた体制づくりに努める。

ウ 連絡手段の多様化

孤立するおそれのある集落に衛星無線を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。

エ 緊急ヘリポート用地の選定・確保

孤立するおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用

地（校庭、空き地、休耕田等）の選定・確保に努める。

才 漁港の選定・確保

孤立するおそれのある集落において、船艇を活用した救出・救助や物資運搬のための漁港の選定・確保に努める。

(2) 本町及び道路管理者

孤立するおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組むため、国及び北海道と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第 20 節 業務継続計画の策定

第 1 目的

道、町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定に努めるとする。

第 2 基本方針

業務継続計画（B C P）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定する。

第 3 町の業務継続計画（B C P）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するとともに、計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第 4 事業者の業務継続計画

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする

第 5 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第6章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 目的

各種災害に対処するために災害情報の通信に関する実施事項を定め、災害時の各種情報の通信を総合的かつ的確に伝達することを図る。

第2 基本方針

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりとする。

第3 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

町は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 情報収集、応急対策、振興局への報告

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告する。

(2) 緊急事態に対処する体制整備

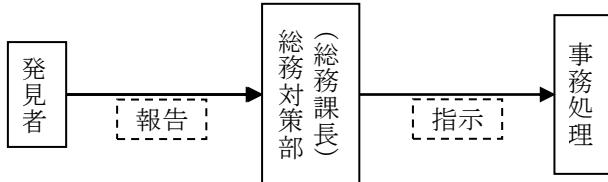
町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備する。また、災害情報等連絡責任者は総務対

策部（総務課長）とする。

ア 平日

実施責任者は、総務対策部とする。

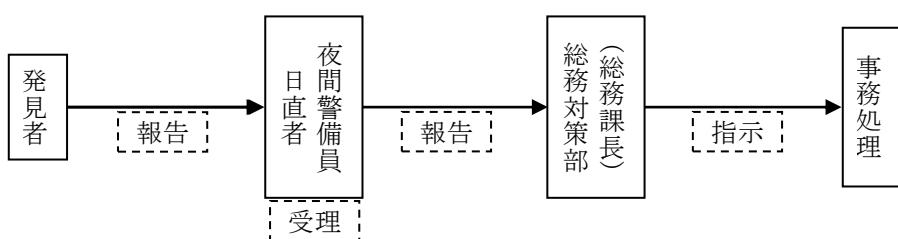
■平日連絡系統図



イ 夜間、休日

実施責任者は、宿直担当者とする。

■夜間、休日連絡系統図



2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 本部設置

ア 防災関係機関への通報

本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 連絡要員の派遣

防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて本部に連絡要員を派遣する。

(2) 北海道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）（後志総合振興局経由）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 本部等の設置・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで隨時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 町の通報

ア 119番通報の殺到状況時

町は、119番通報の殺到する状況にある時には、その状況等を道危機対策課（後志総合振興局経由）及び消防庁に報告する。

イ 情報の収集

町は、自ら災害対策を講ずることが困難な事態が発生した場合に、速やかにその規模を把握するための情報を収集し、迅速に当該情報を道危機対策課（後志総合振興局経由）及び消防庁へ報告する。

なお、被害の詳細が把握できない状況にあっても、その状況を道危機対策課（後志総合振興局経由）及び消防庁に報告する。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領（資料編参照）」に基づき知事に報告する。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

■ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5353-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「*」各団体の交換機の特番。

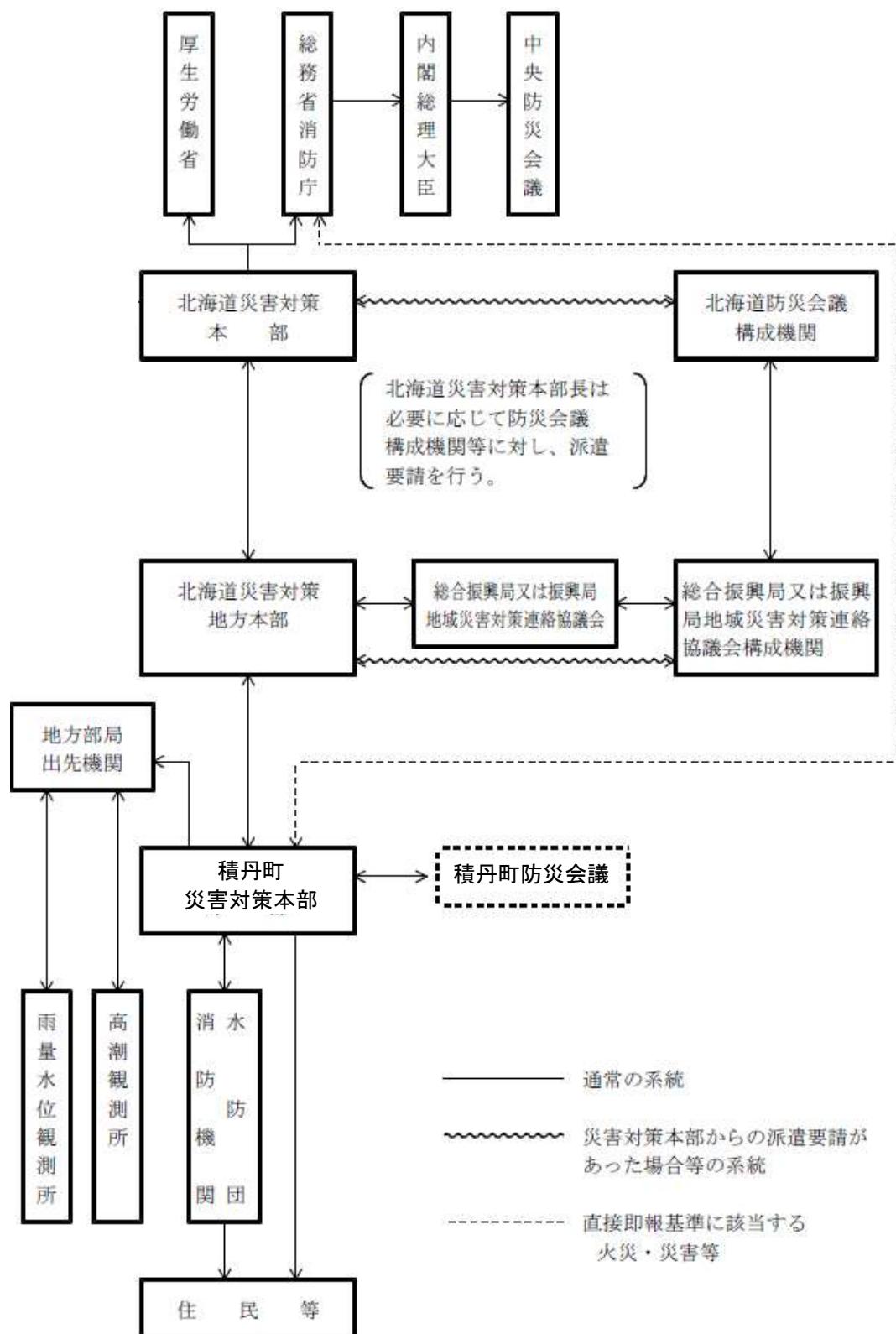
(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク。

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036

■ 被害状況等連絡系統



第2節 災害通信計画

第1 目的

各種災害に対処するために通信の確保に関する実施事項を定め、災害時の通信を円滑に行う。

第2 基本方針

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な各種の通信手段の確保についての計画は、次のとおりとする。

第3 通信手段の確保

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。

なお、災害により通常の通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通話を、電話の輻輳時においても優先的に発信可能な電話である。

災害その他非常業務の緊急性から、あらかじめ、電気通信事業者に申し出て災害時優先電話の登録を行う。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

非常扱いの電報とは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信、電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報である。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルし、NTTコミュニケーションを呼び出す。

イ NTTコミュニケーションが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

■ 電報の内容と機関等

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	緊急扱い通話と同じ

イ 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

■ 電報の内容と機関等

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

(2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信

海上保安部、海上保安署、第一管区海上保安本部運用司令センター、航空基地、巡視船艇等を経て行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(4) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、余市警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局、出先機関並びに町等を経て行う。

(7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本社・支店、営・電業所、電力センター等を経て行う。

(8) 東日本電信電話株の設備による通信

防災関係機関(市町村等)の通信が途絶した場合に、東日本電信電話㈱が設置する災害対策機器等で行う。

(9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)～(8)までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

第3節 災害広報計画・情報提供計画

第1 目的

各種災害時における報道機関及び関係諸機関、並びに町民に対する災害情報を、迅速かつ的確に周知徹底できる体制整備を図る。

第2 基本方針

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の町民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第3 現地情報の収集方法

災害情報等の収集については、第6章1節「災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法による。

- ① 総務対策部派遣による災害現場の取材
- ② 一般住民、報道機関、その他関係機関及び各部取材による資料の収集
- ③ その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

第4 災害広報及び情報等の提供の方法

1 町民に対する広報等の方法

(1) 多様な広報媒体での広報

町、道及び防災関係機関等は、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール（エリアメール）、IP告知端末機、屋外拡声機、広報車両、郵便局、インターネット、広報誌・チラシ類など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

なお、実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(2) 災害報道への資料提供

町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

(3) 効果的な情報提供、意見収集

(1) のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めるなどにより、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における町民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 道へ提供する広報内容

町は、下記の情報を道へ提供する。

- ① 災害の種別(名称)及び発生日時
- ② 災害発生の場所
- ③ 町民に対する避難勧告指示の状況
- ④ 被害状況
 - ・交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
 - ・火災状況(発生箇所、避難等)
 - ・電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
 - ・道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
 - ・その他判明したり災地の情報(二次災害の危険性等)
- ⑤ 本部の設置及び解散
- ⑥ 一般住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
- ⑦ 応急対策の状況
 - ・避難について(避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等)
 - ・医療救護所の開設状況
 - ・給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
 - ・衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

3 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする町民に対し、直接的に、上記2の内容を正確かつ細やかな情報を適切に提供する。

(1) 広報発表責任者

本部の広報は、総務対策部が行う。

総務対策部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

- ア 広報は本部長の承認を得て実施
- イ 広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送等を利用して本部職員に周知
- ウ 各対策部に対して措置すべき事項及び伝達方法の連絡
- エ 広報担当者は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報の提供

(2) 記録映像・写真帳等の作成

災害の状況により必要がある場合は、災害記録映像・災害写真帳等の作成に努める。

4 報道機関への発表

収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- ① 災害に関する情報及び関係住民に対する注意事項
- ② 災害応急・恒久対策とその状況
- ③ 災害復旧対策とその状況
- ④ 災害地を中心とした交通に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行う。

安否情報の照会を受けた道又は町長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めるなどにより、照会者が本人であることを確認する。

安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

町又は道は、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

2 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう

努める。

安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

第1 目的

各種災害に対処する避難対策の実施事項を定め、避難対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために迅速かつ適切な避難対策についての計画は、次のとおりとする。

第3 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震・津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次のとおり避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ

高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

（1）立ち退きの勧告（指示）等

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

- ① 避難のための立退きの勧告又は指示
- ② 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ③ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

(2) 警察官又は海上保安官の指示

町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 北海道への報告

町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

2 水防管理者（町長）

水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 その他の実施責任者（市町村長を除く）

避難が必要と認められるときには、次の者が避難の勧告、指示等を行う。

■避難の勧告※・指示※の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法	種類	備考
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	指示	・町長が避難のための立ち退きを指示できないとき ・町長から要請があつたとき
知事 その命を受けた道職員 水防管理者	洪水	水防法第 29 条	指示	
知事 その命を受けた道職員	地すべり	地すべり等防止法第 25 条	指示	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	指示	・警察官がその場にいない場合
消防職員 消防団員 警察官	火災	消防法第 28 条	指示	・消防警戒区域の設定、退去命令、出入の禁止・制限 ・消防職員、消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときには警察官が行う

※勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めまたは促す行為

※指示：被害の危険が目前に切迫している場合で、勧告より拘束力が強い

第4 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道(総合振興局)、北海道警察本部(警察署等)、第一管区海上保安本部(海上保安部署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるように、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力をを行う。

(2) 小樽海上保安部

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

第5 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、IP 告知端末機、屋外拡声機、緊急速報メール(エリアメール)、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

第6 避難勧告・指示等の発令基準

資料編に記載している基準により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。

第7 避難勧告・指示の伝達方法

避難勧告等の判断・伝達については、次の事項に基づき対処する。

1 効告・指示事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難効告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始、屋内での待避等の安全確保措置の指示の理由及び内容
- ③ 避難場所等及び避難経路
- ④ 注意事項

ア 携行品

携行品は、限られた物だけに限定する。
(食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)

イ 服装

服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

ウ 戸締り

避難する場合は、戸締りに注意する。

エ 火気の注意

避難する場合は火気に注意し、火災が発生しないように留意する。

2 伝達方法

(1) テレビ・ラジオ放送等による伝達

NHK、民間放送局には、効告・指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに、放送するよう協力を依頼する。

(2) 地域での伝達

IP 告知端末機、屋外拡声機（サイレン）、緊急速報メール（エリアメール）、北海道防災情報システム、等を通じ伝達する。

(3) 広報車による伝達

町、消防機関、警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(4) 伝達員による個別伝達

避難を効告、指示したときが、夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部員、消防職員及び団員等で組を編成し、個別に伝達する。

第8 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員（民生対策部）、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が協力し当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 避難順位

避難に際しては、負傷者、高齢者、乳幼児、妊産婦、婦女子を優先させる。

3 移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は、総務対策部が行う。

(1) 町での移送

避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両、船艇等によって移送する。

(2) 他町や北海道への応援

町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の町又は道に対し、応援を求める。

第9 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ① 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- ② 病院への移送
- ③ 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第 10 避難路及び避難場所の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第 11 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第 12 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

第 13 指定避難所の開設

災害状況により被害が発生するおそれがある箇所の特定が困難な場合、刻々と被害個所が拡大する場合などの対応のため、地域との情報共有・協力により適切な避難所等を開設する。

1 速やかな開設、柔軟な対応

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、町防災計画等の定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

2 要配慮者への配慮

町は、さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所設置・維持の適否の検討

町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

4 避難所の不足への対応

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

※資料編「避難所等一覧」を参照

第14 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。

1 連絡員の派遣、駐在による管理

町長は、避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。連絡員は、避難住民の実態把握と保護に当たり、本部との情報連絡を行う。

2 適切な運営管理

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

3 情報の把握

町は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

4 避難所における良好な環境維持

町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

5 男女共同参画の視点に立った避難所の運営

町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

6 避難所に滞在することができない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 旅館やホテル等への移動促進

町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 住宅の提供、あっせん、活用

町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の

あっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする

第15 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

(1) 他の市町村長（協議先市町村長）との協議

町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める時は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。なお、適當な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。

町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(2) 道内広域一時滞在の必要がなくなったとき

町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 都府県知事（協議先知事）との協議

町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(2) 道外広域一時滞在の必要がなくなったとき

町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

第1 目的

各種災害に対処する応急措置の実施事項を定め、応急措置の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時において、町長等が実施する応急措置は、災害種に応じ適切な措置を講ずることとし、以下に掲げる事項に沿って実施する。

第3 実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- ① 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- ② 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- ③ 警察官及び海上保安官
- ④ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- ⑤ 知事
- ⑥ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- ⑦ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第4 町が実施する応急措置

1 災害の発生防御、拡大防止の措置

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に關係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

2 北海道及び他の市町村、関係機関等の協力

町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(基本法第 63 条、地方自治法第 153 条)

警戒区域を設定したときには、避難勧告・指示の場合と同様に知事へ報告するとともに、町民へ広報を行う。

警戒区域の設定ができる実施責任者は次のとおりである。

■ 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	・町長又はその委任を受ける町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	・町長またはその委任を受ける町職員又は警察官が現場にいないとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者 警察官	洪水	水防法第 21 条	・水防団長、水防団員、消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者の要請があったときには、警察官が行う
消防職員 消防団員 警察官	水害を除く 災害全般	消防法第 28 条・第 36 条	・消防職員、消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときには警察官が行う

4 応急公用負担の実施

町長は、積丹町の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法第 82 条及び同法施行令第 24 条の規定に基づく措置を取らなければならない。

5 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

(基本法第 64 条第 2 項)

(1) 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は当該土地・建物・その他の工作物又は土石・竹木・その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者・その他当該工作者等について権原を有する者に対し、次の事項を通知する。

占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を、積丹町広告式条例を準用して、町役場の掲示板に掲示するなどの措置を行う。

- ① 名称又は種類
- ② 形状及び数量
- ③ 所在した場所
- ④ 使用期間等
- ⑤ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は当該処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 2 項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去をする。

また、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

7 他の市町村に対する応援の要求等（基本法第 67 条）

町長は、積丹町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

応援に従事する者は、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動する。

8 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条）

町長は、積丹町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請できる。

9 町民に対する緊急従事指示等

(1) 応急措置（基本法第 65 条）

町長は、積丹町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の町民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

(2) 水防（水防法第 24 条）

町長及び消防長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

(3) 消防作業（消防法第 29 条第 5 項）

消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。

(4) 緊急業務（消防法第 35 条の 7 第 1 項）

救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。

第 6 節 水防計画

第 1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）に基づき、指定水防管理団体である町が、水防事務を円滑に推進するために必要な事項を定め、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 基本方針

町における災害対策のうち、「水防」に関する事項の計画であり、河川堤防の決壊等による洪水、津波等の災害について適用する。

第3 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 積丹町（水防管理者）責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（後志総合振興局・小樽建設管理部）

北海道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。

知事（総合振興局長）は、札幌管区気象台から気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に対し、その内容を通知する。

(3) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときはこれに従う。

第4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、水防管理団体の長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

- ① 水防活動時には、大雨・洪水・高潮・津波等の気象情報を常に確認する。
- ② 情報を確認するための通信手段を確保する。
- ③ 避難時間が短いと想定される津波の予報が発表された場合には活動を中止し、安全な場所へ避難する。
- ④ 予報等がいつ発表されても直ちに避難できる場所を常に考えながら水防活動を行う。
- ⑤ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

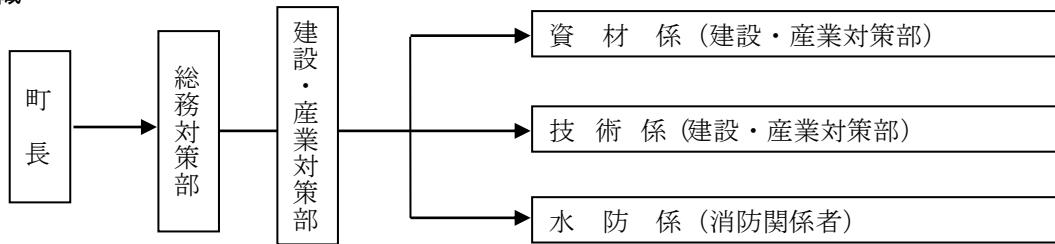
第5 水防組織

第4章第1節「組織計画」の定めに準じ、水防本部による水防事務を処理するものとする。また、水防事務の総括は（建設・産業対策部）で行う。

(1) 組織の編成

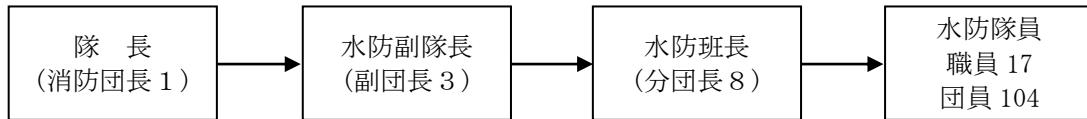
水災の場合は、一般的の本部よりも早い時点において活動が始められることが予想されるため、次のとおり組織を編成する。

■水防組織



(2) 水防隊の編成

■水防隊の編成（平成 26 年 1 月 1 日現在）



第 6 水防本部の所轄事務

水防に関する事務は、第 4 章第 1 節「組織計画」の定めるところに準じ所轄する。

第 7 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等における水防上特に重要な警戒防御が必要な区域などは、水防区域（資料編参照）に基づく。

第 8 雨量、水位観測所

町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりである。また、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、観測機関又は観測担当者と連絡をとり、あらかじめその状況を把握する。

■観測所（小樽建設管理部分）

観測所名	種別	河川名	位置	指定水位	警戒水位	観測者	
						氏名	電話番号
美国観測局	雨量		美国町字船澗 1946 地先	—	—	気象台	011-611-6121
美国川雨量観測所	雨量	美国川	美国町字船澗 351-2	—	—	小樽建設管理部	0135-23-2196
美国雨量観測局 (山崩れ予知)	雨量		美国町字船澗 48	—	—	積丹町	0135-44-2111
入舸雨量観測局 (山崩れ予知)	雨量		入舸町 661	—	—	積丹町	0135-44-2111
野塚雨量観測局 (山崩れ予知)	雨量		野塚町 127-2	—	—	積丹町	0136-44-2111
積丹雨量観測所	雨量	積丹川	野塚町	—	—	小樽建設管理部	0135-23-2196

余別雨量観測局 (山崩れ予知)	雨量		余別町 49-2	—	—	積丹町	0135-44-2111
余別川雨量観測所	雨量	余別川	余別町 149-1	—	—	小樽建設管理部	0135-23-2196
美国川水位観測所	水位	美国川	美国町字船潤 351-2	11. 49	11. 96	小樽建設管理部	0135-23-2196

第9 水防倉庫及び水防資機材の備蓄

町の水防倉庫及び水防資機材の備蓄は次に示す。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、農業協同組合、民間等から調達する。

※資料編の「水防倉庫及び水防用備蓄資機材」を参照

第10 水防区域を防御するための地域分担

水防区域（資料編参照）を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動する。

■ 水防区域を防御するための地域分担

水位地区名	河川名	消防機関
美国橋（美国）	美国川	積丹支署及び第1分団
新美国橋（美国）	〃	〃
如月橋（川上）	焼野川	〃
入舸大橋（入舸）	入舸川	積丹支署及び第3分団
入舸橋（入舸）	〃	〃
日司橋（日司）	日司川	積丹支署及び第4分団
共和橋（丸山）	積丹川	積丹支署及び第5分団
積丹大橋（野塚）	〃	〃
余別橋（余別）	余別川	積丹支署及び第7分団

第11 非常監視及び警戒

建設・産業対策部は、水防管理者が非常配備を指令した場合に、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行う。また、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ① 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及びかけ崩れ
- ② 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びかけ崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

第12 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生した場合には、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮した上で、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確な作業を実施する。

その工法はおおむね次のとおりとする。

1 河川災害の場合

- ① 土のうの積み上げ
- ② 木流し、三基枠等による増破防止
- ③ 建設機械による河床整理及び堤防築設
- ④ 流木、堆積物等障害物の除去

2 海岸災害の場合

- ① 小河川河口の閉塞及び開削
- ② 成木棚等による修理

第13 水防信号

水防に用いる信号は、次による。

■ 水防信号

区分方法	サイレン	摘要
警戒信号	15秒—5秒休止—15秒—5秒休止—15秒—5秒休止	はん濫注意水位に達したとき及び気象台からの気象の通報を受けたとき。
出動第1信号	6秒—5秒休止—6秒—5秒休止—6秒—5秒休止	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出動第2信号	5秒—10秒休止—5秒—10秒休止—5秒—10秒休止	町の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 避難立ち退き	5秒—1分休止—5秒—1分休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画に関する事項を定め、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及び他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請する。

第3 災害派遣要請

1 派遣要請権者

自衛隊の派遣要請は、原則として知事（後志総合振興局長）が行う。

2 要請手続等

(1) 知事（後志総合振興局長）への要求

町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（後志総合振興局長）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書（資料編「自衛隊の派遣要請の要求」参照）を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 指定部隊が展開できる場所
- ⑤ 指定部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 知事（後志総合振興局長）に要求するいとまがないとき

町長は、人命の緊急救助に関し、知事（後志総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知する。

ただし、この場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続を行う。

3 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、町の担当者及び連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておく。

4 経費など

(1) 経費

次の費用は、派遣部隊の受入側（町、施設等の管理者）において負担する。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ くみ取料

(2) その他経費

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 施設及び設備等の提供を受けた場合

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1 活動内容

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の搜索救助活動
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

第5 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、町長及び知事（後志総合振興局長）の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ④ その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまないと認められること。

第6 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行う。

2 連絡体制の確立

町長、知事（後志総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

3 連絡調整

町長、知事（後志総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定に基づく。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、町長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置を行うことができる。

また、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

1 各種措置と法令

- ① 町民の避難の措置等（警察官職務執行法第4条）
- ② 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- ④ 他人の土地の一時使用等及び被災工作物の除去等（基本法第64条第8項）
- ⑤ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- ⑥ 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための、車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 広域応援・受援要請計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、広域の応援・受援活動に関する事項を定め、広域応援・受援の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ広域応援・受援対策を講じ、有事に備える。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節 避難対策計画第14」による。

第3 実施責任

1 町

(1) 応援の要請

大規模災害が発生し、被災した町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料編参照）」等に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。

なお、他の市町村から応急措置を実施するための応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2) 応援の受け入れ体制

応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行う。また、他の市町村等の応援の受け入れ体制を確立する。

2 消防機関

(1) 応援の要請

大規模災害が発生し、町単独では十分な被災者救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定（資料編参照）」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 応援の受け入れ体制

他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受け入れ体制を確立しておく。

(3) 支援体制の整備

緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動の支援体制の整備に努める。

第9節 ヘリコプター活用計画

第1 目的

各種災害時におけるヘリコプター活用に関する事項を定め、ヘリコプター活用の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第3 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

① 被災状況調査などの情報収集活動

- ② 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- ① 傷病者、医師等の搬送
- ② 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- ① 空中消火
- ② 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4 ヘリコプター保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第6章第30節「広域応援要請計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

■ 町から北海道へ要請する場合の要請先

北海道総務部 危機対策局 危機対策課 防災航空室
〒007-0880 札幌市東区丘珠町775番地11
TEL 011-782-3233
FAX 011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査
道防災行政無線 6-210-39-897、898

2 札幌市

「北海道広域消防相互応援協定（資料編参照）」による相互応援を行うとともに、北海道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき設置された災害対策現地合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入れ体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第10節 救助救出計画

第1 目的

各種災害に対処する救助救出についての実施事項を定め、救助救出に関する総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害によって生命、又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりとする。なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第3 實施責任

1 町（消防機関）

町（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出する。また、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 小樽海上保安部

海上における避難者の救助救出を実施する。

3 警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

4 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係

機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第4 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

小樽海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第11節 医療救護計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、医療救護に関する事項を定め、医療救護の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護及び助産救護（以下この節において「医療救護等」という。）を実施する。

第3 医療救護の方針

医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を知事に要請する。

※DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して DMAT（ディーマット）と呼ぶ。

※DPATとは大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team の略

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- ① トリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

- ④ 助産救護
- ⑤ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）
- ⑥ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）

災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する精神科医療
- ② 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第4 医療救護等活動の実施

1 町

医療救護活動は、町長が救護所を設置して行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。なお、診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ態勢を整え診療を継続する。

(1) 救護班の編成

町は、医療救護等の活動が必要であると認めたときは、自ら救護班を編成し、又は北海道その他の関係機関に協力を要請する。

(2) 保健指導及び栄養指導

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 災害拠点病院

災害拠点病院とは、緊急事態に 24 時間対応でき、災害発生時において被災地内の重症の傷病者を受け入れ、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院である。

(1) 北海道の要請に基づく派遣

災害拠点病院は、北海道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣し、医療救護等の活動を実施する。

(2) 医療機関への支援

災害拠点病院は、被災患者等を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

3 協力機関等

(1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護等の活動を行う。
(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構	道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護等の活動を行う。

(3) 日本赤十字社北海道支部	道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護等の活動を行う。
(4) その他の公的医療機関の開設者	医療法第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護等の活動を行う。
(5) 社団法人北海道医師会（余市医師会）	道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護等の活動を行う。 なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書（資料編参照）」に基づく。
(6) 社団法人北海道歯科医師会（後志歯科医師会）	道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護等の活動を行う。
(7) 社団法人北海道薬剤師会（北海道病院薬剤師会後志支部）	道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護等の活動を行う。
(8) 北海道看護協会	道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
(9) 北海道柔道整復師会	道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

第 5 輸送体制の確保

救護班及び災害派遣医療チームの移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

第 6 医薬品等の確保

1 医薬品・医療用資機材等の調達

医療救護等に必要な医薬品等の確保についての担当は民生対策部とする。

医薬品・医療用資機材、暖房用燃料等については、備蓄しているものを優先的に使用する。不足する場合、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により、北海道に調達の要請を行う。

2 保存血液等の調達

保存血液等については、北海道に調達の要請をする。

第 7 傷病者等の搬送

傷病者等の救護のため収容において、災害拠点病院への収容が困難な場合は、その他の後方医療機関等（救命措置を終えた患者を受け入れるための病院）に協力を求める。

1 傷病者等搬送の手順

(1) 傷病者等搬送の判定

救護班の班長及び消防本部は、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージタグ（トリアージの際に用いる識別票）を実施し、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者等搬送の要請

ア 搬送車両の要請

町及びその他の関係機関は、搬送車両の手配・配所を要請する。

イ ヘリコプターの要請

重傷者等については、必要に応じて北海道、自衛隊等の関係機関が所有するヘリコプターやドクターへリの手配を要請する。

(3) 傷病者等の後方医療機関への輸送

救護班が保有している自動車が使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者等を搬送する。

救護班が保有している自動車が使用不可能で、傷病者等搬送の要請を受けた場合、町及びその他関係機関は、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送を実施する。

2 傷病者等搬送体制の整備

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者等の搬送先を決定するために必要な情報を把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

3 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターへリ等の派遣を要請する。

4 透析患者・在宅難病患者への対応

(1) 透析患者への対応

人工透析の必要な慢性腎不全患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドローム（体の一部が、長時間挟まれるなどして圧迫され、その解放後に起こるさまざまな症候）による急性的患者に対応するため、救急医療情報センター等により情報を収集する。また、患者等からの問い合わせに対して情報提供できるようにする。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している難病患者は、即、生命維持に係ることから、北海道及び保健所、医療機関と連携をとりながら、状況により後方医療機関への搬送等の措置を行う。

第8 医療救護等の活動状況の把握

避難所での医療ニーズや医療機関・薬局の情報等を北海道（後志保健福祉事務所余市支所）へ伝達し、医療救護等の活動の迅速・的確な推進に努める。また、広報等を通じて医療機関や救護班及び医療救護所等の情報の提供を図る。

第9 保健活動とメンタルケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性を考慮し、被災者の健康管理を行う。

(1) 巡回指導

保健師等は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう、あらかじめ関係機関と協議する。

(2) 救護所の設置

必要に応じて避難所に救護所を設置する。

(3) 連携

後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所（俱知安保健所余市支所）及び各医療機関等と連携をとりながら、あらかじめメンタルヘルスケア体制について協議する。

第12節 防疫計画

第1 目的

各種災害時における被災後の衛生対策及び伝染病等の防疫対策に関する事項を定め、防疫体制の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における被災地の防疫は、被災地の状況を確認し適確に実施する。

第3 実施責任

町及び北海道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制を整える。

1 ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律144号以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

2 保健指導等の実施

町は、後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所（俱知安保健所余市支所）の指導のもと、避難所において保健指導等を実施する。

第4 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、必要があると認めるとときは次の班を編成する。

1 検病調査班の編成

(1) 知事による検病調査班の編成

知事は、検病調査等のため検病調査班を編成する。

(2) 検病調査班の班員

検病調査班は、医師 1 名、保健師 1 名（又は看護師）その他職員 1 名をもって編成する。

ただし、知事が調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師） 1 名、その他の職員 1 名等をもって編成する複数の班を医師が統括する。

2 防疫班の編成

(1) 町長による防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

(2) 防疫班の班員

防疫班は、おおむね衛生担当者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2 ~ 3 名をもって編成する。

第 5 感染症の予防

1 指示及び命令

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

- ① 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
- ③ 家用水の供給に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
- ④ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
- ⑤ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- ⑥ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、必要があると認めるときは、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施する。

(1) 検病調査

検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行う。

(2) 防疫情報の早期把握

町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

(3) 保健指導

検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 予防接種

町長は、知事の指示により、感染病予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4 清潔に保つ方法

家屋周辺の清潔方法は、各戸人において実施するものとし、また知事は、必要に応じて町長に対し、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に、清掃を命ずることができる。

(1) 廃棄物

収集した廃棄物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設、又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して生活用水を供給する。この場合、ろ水機によりろ過等必要な措置を講ずる。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることを基本とする。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第 6 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第 7 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、以下のとおり防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握する。また、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所（俱知安保健所余市支所）の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、施設管理者に対して十分指導徹底する。

第8 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行う。

2 実施の方法

後志家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に基づき、家畜防疫上必要と認めた時は、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第13節 災害警備計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、災害時における警備に関する事項を定め、災害警備の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び小樽海上保安部との連携により警戒、警備を実施する。

第3 北海道警察との連携

町は、北海道警察と緊密な連携のもと、北海道警察の実施する災害警備諸対策への協力を行うほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立するための協力を行う。また、北海道警察との連携のもとで、災害情報の収集及び町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に努める。

なお、北海道警察が実施する被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールに協

力し、犯罪の予防等に当たる。

第4 小樽海上保安部との連携

町は、小樽海上保安部と連携し、海上における治安の維持に努める。

第14節 交通応急対策計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、交通応急対策に関する事項を定め、交通応急対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、関係機関と連携し交通の確保に努める。

第3 交通応急対策の実施

1 町及び消防機関

(1) 交通の確保

町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(2) 車両等の移動措置

消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両等が緊急通行車両の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、その支障となる車両等の占有者、所有者、管理者に対し、移動等の措置を命ずることができる。

また、町は、必要に応じて「災害時における被災車両等の移動に関する協力協定（資料編参照）」に基づき処置を行う。

消防職員は、措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置を命ずることができないときは、自らその措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、支障となる車両等を破損することができる。

(3) 国道229号通行止め時の対応

町は、災害等により国道229号（余市町～積丹町間）が通行止めになり、古平町・積丹町及び余市町の住民を、一時的に3町各々の施設に収容しなければならない時は、「国道229号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書（資料編参照）」により対応する。

第4 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ②迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施方法

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

3 道路管理者と警察機関の相互連絡

町が管理する道路において、車両等の通行を禁止若しくは制限しようとするときは、警察機関と相互に綿密な連絡を図る。

4迂回路の表示

交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。なお、道路標識には次の事項を明示する。

- ① 規制の対象及び内容
- ② 規制する区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由

5 規制の広報・周知

町が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、町内会、広報車等を通じて、一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が通行の安全を確保した後、速やかに実施する。この場合、関係機関への通知及び一般住民への周知については前項と同様に行う。

第5 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道計画に基づき、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

第6 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急輸送道路に指定されている主要地方道の情報収集及び提供を行う。

(2) 優先順位の決定

啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

あらかじめ整備していた資機材及び建設協会等の協力により、道路啓開を的確・迅速に行う。道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急性に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

(1) 啓開すべき道路の決定

道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

(2) 人命救助を最優先させた道路の啓開

関係機関と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

(3) 待避所の設置

道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

(4) 障害物の除去

障害物の除去については、関係機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

(5) 交通規制との調整

道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

(6) 仮置き場

道路啓開で発生した土砂、流木、がれき等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第15節 輸送計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、輸送に関する事項を定め、輸送の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、関係機関との連携により、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うことには努める。

第3 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する実施責任者が実施する。

第4 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類・数量・緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して最も適切な方法とする。

1 運送事業者等

自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

2 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的に積丹町が所有する車両等を使用するが、被災地までの距離・被害の状況等により積丹町の所有する台数で不足する場合、又は積丹町の所有する車両等では輸送できない場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上を行うなど、輸送の確保に万全を期する。

なお、車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、人力による輸送を、また、積雪期は、スノーモービル等により輸送を行う。

3 空中輸送

集落が孤立するなど陸上輸送が不可能な事態となったときは、又は急患輸送及び山間へき地などで緊急輸送が必要になったときは、知事を通じ自衛隊派遣を要請し、空中輸送を行う。

4 海上輸送

水害時における救出、食料等の供給の必要がある場合は、消防機関又は関係機関等に要請し、船艇による海上輸送を行う。

なお、集落が孤立するなど陸上輸送及び空中輸送が不可能な事態となったときは、小樽海上保安部等の防災関係機関と協議し、船艇による住民避難や救援物資の輸送を検討する。

第5 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担については、原則として次のとおりとする。

1 国及び北海道の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国及び北海道の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関及び北海道の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

北海道からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した北海道が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第6 輸送の範囲

- ① り災者を避難させるための輸送
- ② 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- ③ り災者救出のために必要な人員・資機材等の輸送
- ④ 飲料水の運搬及び給水に必要な人員・資機材等の輸送
- ⑤ 救援物資等の輸送
- ⑥ その他本部が必要と認める輸送

第16節 食料供給計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、食料供給に関する事項を定め、食料供給の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は次の通りとする。

第3 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。

救助法が適用された場合は、知事が行い町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第4 食料の供給

1 町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。

(1) 食料の受領

町長は、不足する米穀については、政府米（応急用米穀）として、知事の受領方法の指示に基づき、受領し、被災者等に配給する。

町は、道の指示に基づき、応急用米穀を受領し、被災者等に配給する。

(2) 食料の配給

- (ア) 配給は、原則として避難所において行う。
- (イ) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (ウ) 被災者に対する配給は、各町内会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

2 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行う。ただし、町において調達が困難な場合、北海道に調達を要請する。

なお、北海道は、副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第6章第8節「輸送計画」及び第6章第27節「労務供給計画」により措置する。

第6 炊き出し計画

1 現場責任者

焼き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊き出しの方法

焼き出しは、婦人会など地域の団体及び町民等に協力を要請し、避難所等給食施設を有する施設又は事業所等を利用して行う。また、必要がある場合は、後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

第17節 給水計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、給水に関する事項を定め、給水の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、町民に必要最小限の飲料水を供給し、町民の保護を図るために必要な対策を講ずる。

第3 実施責任

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保する。また、給水施設等の応急復旧を実施する。

また、飲料水の供給は、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（1日3リットル／人×3日=9リットル／人）、個人において準備しておくよう、町民への周知に努める。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源は、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とする。また、不足する場合は井戸水、自然水（川等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努める。

また、保有状況を常時把握し、必要に応じて、給水車、散水車及び消防タンク車等を所有機関から調達して、給水に当たる。

2 北海道

町の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他の関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図る。また、復旧資機材のあっせん、給水開始の指導を行う。

第4 給水の実施

1 給水の方法

災害から3日目までは、ペットボトル等を中心に1人1日3リットル（最低必要量）を目標とする。また、最低必要量の水を確保できないときは、協定事業者、隣接市町村または道に速やかに応援を要請する。

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により取水し、給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として町民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の町民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、生活必需品の供給に関する事項を定め、生活必需品供給の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における避難者（被災者）に対する生活必需品の給与並びに物資の供給を行う。

第3 実施責任

1 町

救助法が適用された場合の被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、町長がこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

(1) 物資の調達、輸送

ア 状況の把握

地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握する。

イ 協力の要請

地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。

ウ 調達方法の設定

生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を設定する。

第4 物資供給の要領

避難者（被災者）の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、寝具、外衣、肌着、身の回り品などの生活必需品とする。

第5 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な生活必需品を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品を給与又は貸与する。

第6 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図る。

また、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請、又はあっせんを求める。

第7 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 救助用物資

り災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

① 毛布

- ② 日用品セット(タオル、洗剤、缶切・栓抜等)
- ③ お見舞品セット(食料品の詰め合わせ)
- ④ 安眠セット

2 日本赤十字社北海道支部との協議

救助物資の緊急輸送を円滑に行うため日本赤十字社北海道支部との協議に努める。

第8 石油類燃料の供給

町長は、地域内で調達できる石油類燃料の調達先を把握し、町有車のガソリン、避難所の暖房用燃料等の確保に努める。また、LPGについては、北海道LPGガス協会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第19節 電力施設災害応急計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、電力施設の災害応急対策に関する事項を定め、電力供給対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時の電力供給のための応急対策を、関係機関との協力により行う。

第3 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、積丹町全域とする。

第4 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、町及び北海道電力株式会社は、それぞれ次の対策を講ずる。

1 町

(1) 自衛隊の派遣要請

北海道電力株式会社が自衛隊の派遣を必要とするときは、町長は知事（総合振興局長）に要請する。

(2) 資材等の支援

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

2 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、北海道電力株式会社で定める「防災業務計画」によって対策を講ずる。

第 20 節 ガス施設災害応急計画

第 1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、ガス施設災害応急対策に関する事項を定め、ガス供給対策の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

災害時のガス供給のための応急対策として、被災の状況を把握し、安全を確認した後に速やかな応急対策を講ずる。

第 3 応急対策

L P ガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、L P ガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるL P ガス設備の安全総点検を実施する。

町は、これら諸活動に対して必要に応じて支援を図るとともに、町民の苦情、相談等に対して北海道及びL P ガス事業者等と連携した対応を図る。

第 21 節 上下水道施設対策計画

第 1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、上下水道施設に関する事項を定め、上下水道施設の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

災害時の上水道及び下水道施設は、その状況を把握した後、早期の応急復旧対策を講ずる。

第 3 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずる。

そのため、水道事業者（町）は、被災した施設の応急復旧等について次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に努める。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- ② 要員及び資材等の確保等復旧体制の確立
- ③ 被害状況により他市町村等へ支援の要請
- ④ 町民への広報活動

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等に関する広報を行い、町民の不安解消を図る。また、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第4 下水道

1 応急復旧

内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等について次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- ② 要員及び資材等の確保等復旧体制の確立
- ③ 被害状況により他市町村等へ支援の要請
- ④ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等による排水機能回復
- ⑤ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行うなど緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡
- ⑥ 町民への広報活動

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、町民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、応急土木対策に関する事項を定め、応急土木対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における二次災害の軽減、町民の安全を守るため、公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策を講ずる。

第3 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- ① 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- ② 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- ③ 波浪
- ④ 高潮
- ⑤ 津波
- ⑥ 山崩れ
- ⑦ 地すべり
- ⑧ 土石流
- ⑨ がけ崩れ
- ⑩ 火山噴火
- ⑪ 雪崩

⑫ 落雷

2 被害種別

- ① 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- ② 盛土及び切土法面の崩壊
- ③ 道路上の崩土堆積
- ④ トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- ⑤ 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- ⑥ 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- ⑦ 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- ⑧ 海岸線の侵食
- ⑨ 砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- ⑩ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- ⑪ 岸壁・物揚場の決壊
- ⑫ 航路・泊地の埋没

第4 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、以下に定める。

(1) 応急措置の準備

ア 資機材の備蓄及び調達方法

所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等について検討する。

イ 施設の巡回監視

災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。また、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、若しくは、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大し他の施設に重大な影響を与え、又は町民の生活に重大な影響を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

なお、必要に応じて、北海道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に基づき、それぞれ必要な応急措置を実施する。

また、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

さらに、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 23 節 被災宅地安全対策計画

第 1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、被災宅地の安全対策に関する事項を定め、被災宅地安全対策の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

町において本部が設置されることとなる規模の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、二次災害の軽減、防止を講ずる。

第 3 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第 4 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第 5 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1 調査票への記入

「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（資料編参照）」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

2 判定

宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

3 判定結果の表示

判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に、判定ステッカーを表示する。

■ステッカーの表示方法

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第6 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（資料編参照）」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- ⑤ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第7 事前準備

町及び北海道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

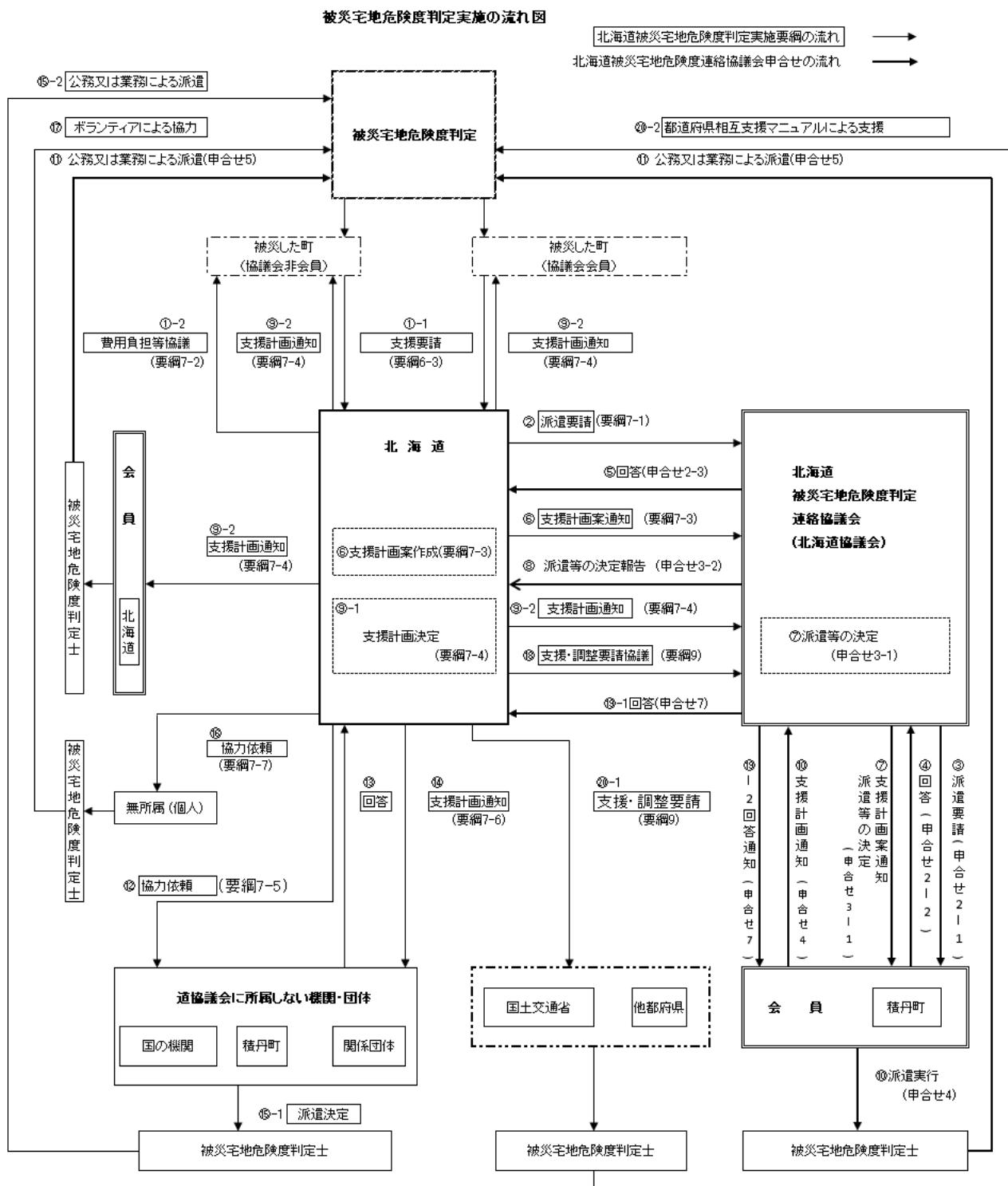
1 連絡体制の整備

町と北海道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

2 資機材の備蓄

町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

■被災宅地危険度判定実施の流れ図



※資料編「北海道被災宅地危険度判定実施要綱」「北海道被災宅地危険度連絡協議会申合せ」を参照

第 24 節 住宅対策計画

第 1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、住宅対策に関する事項を定め、住宅対策の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理対策を講ずる。

第 3 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施する。

第 4 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(1) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) 提供可能住宅戸数の把握

(3) 北海道への援助要請

町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合は、北海道に援助を要請する。

この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) 入居者の決定

入居者の決定は町長が行う。

なお、北海道及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに北海道に報告する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設戸数（借上げを含む）

町長からの要請に基づき、北海道が設置戸数を決定する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 規模

応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 m²を基準とする。

イ 構造

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

エ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

(8) 平常時の規制の適用除外措置

著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者

に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- ② 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 範囲

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅への入居

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- ② 町内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ③ 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ② 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し管理する。ただし、知事が北海道において整備する必要を認めたときは、北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者の条件

- ① 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ③ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。

④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

① 建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の 2/3

ただし、激甚災害の場合は 3/4

② 借上げを行う場合、共同施設等整備費の 2/5

第5 資材のあっせん、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道にあっせんを依頼する。

第6 住宅の応急復旧活動

町及び北海道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策を施せば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、障害物除去に関する事項を定め、障害物除去の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護に努める。

第3 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川、海岸及びその他公共施設に障害を及ぼしているものの除去、又は障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に定めるそれぞれの管理者が行う。また、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

2 救助法の適用

住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行う。

第4 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予

想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行う。

1 障害物の除去を行う場合

- ① 町民の生命・財産等を保護するために、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- ② 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- ③ 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- ④ その他公共的立場から除去を必要とする場合

第5 障害物の除去の方法

1 障害物の除去

実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物を除去する。

2 除去方法

障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去とする。

第6 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地等を利用し集積する。

第7 放置車両の除去

放置車両の除去については、第6章第14節「交通応急対策計画」に定める。

第26節 文教対策計画

第1 目的

災害時における文教対策に関する事項を定め、文教対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

学校施設の被災により、児童・生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来たした場合の応急対策を講ずる。

第3 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童・生徒の安全確保

学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、緊急避難の指示を与え、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。

ア 在校中の安全確保

在校中の児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画をたてる。また、あらかじめ教職員、児童・生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・北海道

救助法が適用された場合の児童・生徒に対する教科書・文房具等の学用品の給付は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第4 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場等の建築を検討する。

2 教育の要領

(1) 特別教育計画の立案と実施

災害状況に応じた特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下防止に努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっての留意事項

ア 過度の負担への配慮

教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 児童・生徒の安全確保

教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学の安全

通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団上下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ 避難収容による授業への支障

学校に避難所が開設された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 心理的な障害への配慮

教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧の協力

災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力を実施する。

3 教職員の確保

町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、北海道教育委員会との連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配備するなど、教育活動への支障防止に努める。

4 授業料の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会は必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- ① 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免
- ② 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設が被災した場合

給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2) 給食物資が被災した場合

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送の実施とその他の物資の応急調達に努める。

(3) 食中毒事故の防止

衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が、災者収容施設として使用される場合は、以下の点に留意をして保健管理をする。

- ① 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- ② 校舎の一部に、り災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔離すること。
- ③ 収容施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- ④ 必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施すること。

第6 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第1 目的

各種災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬に関する事項を定め、行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬の実施について講ずる。

第3 実施責任

1 町長

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。また、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

第4 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の収容及び処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存（町）
- ③ 検案
- ④ 遺体見分（警察官、海上保安官）

(3) 遺体の収容

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の靈安室において遺体を収容するが、不足する場合には、被災を免れた寺院の順に、当該施設に遺体収容所を設置して遺体を収容する。なお、町は、平素から遺体用防腐剤等の調達先、葬祭業者及び寺院等との災害時における協力体制の確立を図る。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者、及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

ア 現物給付

町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物の給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体

身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

ウ 関係機関との協力

埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第5 広域火葬

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行なうことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

第6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることに留意する。

第 28 節 家庭動物等対策計画

第 1 目的

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについて定め、被災地における飼養動物対策の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

飼養動物については、動物愛護等の観点から、適切な取扱いを行う。

第 3 家庭動物等の取扱い

1 動物の適切な管理

動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切な管理を行う。

2 動物の避難

災害発生における動物の避難は、動物愛護条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が自己責任において行う。

また、避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。

- (ア) 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- (イ) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。
- (ウ) 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

3 逸走犬等の保護

災害発生時において、町及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずる。また、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 29 節 応急飼料計画

第 1 目的

各種災害時における応急飼料に関する事項を定め、応急飼料対策の総合的な推進を図る。

第 2 基本方針

災害に際し、家畜飼料の応急対策を講ずる。

第 3 実施責任

町長とする。

第4 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ① 家畜の種類及び頭羽数
- ② 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ③ 購入予算額
- ④ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ① 家畜の種類及び頭数
- ② 転飼希望期間
- ③ 管理方法（預託、附添等）
- ④ 転飼予算額
- ⑤ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、廃棄物等の処理に関する事項を定め、廃棄物等対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における被災地の廃棄物処理、し尿のくみ取り、死亡獣畜等の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務についての計画は、次のとおりとする。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、第6章第25節「障害物除去計画」による。

第3 実施責任

1 廃棄物処理

町は、被災地における廃棄物の処理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め実施する。

2 し尿のくみ取り

町は、被災地におけるし尿のくみ取りを北後志衛生施設組合に依頼して行う。なお、同組合のみで行うことが困難な場合は、他の一部事務組合及び北海道に応援を求め実施する。

3 死亡獣畜の処理

被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うことを基本とするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施する。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求める等の必要な措置を実施する。

第4 廃棄物等の処理方法

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。なお、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

廃棄物等の処理の責任者は、以下に基づき廃棄物等の処理業務を実施する。

1 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理には迅速な対応が必要であり、要員、機材（クレーン車・バックホー・ブルドーザー・ダンプトラック）等を確保し、収集処理体制の確立を図る。

2 生ごみ等腐敗性廃棄物の処理

生ごみ等腐敗性廃棄物については、被災地における収集が可能な状態になった時点から、できる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。

なお、被災地のごみ処理を優先するため、被災していない地区に対し、生ごみについては庭・畠等で自家処理するよう指導する。

3 災害廃棄物の仮置き

(1) 可燃ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみ

被災家庭及び倒壊家屋や商店等から排出される可燃ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみ等が大量に発生することが予想されることから、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、町民が自己搬入するよう指導するなど、必要な方策を講じる。

(2) 自動車等

不用になった自動車等は、所有者の責任において回収業者に処理委託するよう指導する。

(3) 仮置場

仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように管理を徹底する。

(4) 堆積ごみ

道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者の責任において処分することを基本とする。

4 災害廃棄物の処分

可燃ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみの処分は、原則として平常時の処分方法により行う。

5 死亡獣畜

死亡獣畜については、原則として所有者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。

(1) 埋却及び焼却

環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却の方法で処理する。

(2) 移動できないもの

移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

(3) 覆土の実施

(1) 及び(2)において埋却する場合にあっては、1m以上の覆土を実施する。

(4) その他

前各号以外の廃棄物処理が必要となったときは、その都度決定する。

第5 し尿処理

1 作業体制の確保

北後志衛生施設組合と協議の上、計画的に処理する。

2 処理対策

(1) 集団避難所におけるし尿

集団避難所より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

(2) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平常時から水のくみ置き等を指導する。町の下水道利用者の対応については、建設課と協議の上、共同の仮設便所を設ける等の必要な対策を講ずる。

第6 産業廃棄物処理

事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理することを基本とする。

第7 最終処分場の機能確保及び復旧

最終処分場に被害が生じた場合にはその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、北海道と協議の上、必要な措置を講じる。

第8 災害廃棄物処理計画

町は、災害時における廃棄物等の処理を迅速に行うため、失家屋等の焼け残り、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリート等のがれき処理に必要となる情報を把握し、その処理計画の策定に努める。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、防災ボランティアとの連携に関する事項を定め、防災ボランティアとの連携の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO 等との連携を図り、効果的な災害応急対策を講ずる。

第3 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第4 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努める。また、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町、北海道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力など、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

また、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第5 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として以下のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 炊き出し、その他の災害救助活動
- ③ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ④ 清掃及び防疫
- ⑤ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑧ 災害応急対策事務の補助
- ⑨ 救急・救助活動
- ⑩ 医療・救護活動
- ⑪ 外国語通訳
- ⑫ 非常通信
- ⑬ 被災者の心のケア活動
- ⑭ 被災母子のケア活動
- ⑮ 被災動物の保護・救助活動
- ⑯ ボランティア・コーディネート

第6 ボランティア活動の環境整備

町及び北海道は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防

災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援する。

また、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

第1 目的

各種災害時における労務供給計画に関する事項を定め、労務供給計画の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町及び関係機関は、災害時における災害応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進に努める。

第3 供給方法

1 労務者の雇い上げ

町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをすることを基本とするが、急を要する場合は、これ以外の方法で雇い上げをすることができる。

2 労務者の求人申込み

前項前段により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。

- ① 職業別、所要労働者数
- ② 作業場所及び作業内容
- ③ 期間及び賃金等の労働条件
- ④ 宿泊施設等の状況
- ⑤ その他必要な事項

3 二つの機関以上からの求人申込み

公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二つの機関以上から受けた場合は、緊急性等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

第4 賃金及びその他の費用負担

1 費用

労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

2 賃金

労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第33節 職員派遣計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、職員応援派遣に関する事項を定め、職員応援派遣の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により町長は、指定地方行政機関の長及び北海道に対し、職員の派遣又はあっせんを要請する。

第3 要請権者

町長又は町の委員会、若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）とする。

なお、町の委員会、又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議する。

第4 要請手続等

1 職員の派遣要請

職員の派遣を要請しようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 派遣のあっせん

職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもつて行う。

なお、職員の派遣あっせんは、町長等は道知事に対し行うが、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第5 派遣職員の身分取扱い

1 派遣職員の身分取扱い

派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例

及び規則（以下「関係規定」という。）を適用する。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分

派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

4 派遣職員の服務

派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

5 災害派遣手当の支給

受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 集落の孤立対策計画

第1 目的

各種災害により孤立した集落での町民の生活を守るため、集落の孤立対策に関する事項を定め、孤立対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した集落に対して、町及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図る。

第3 孤立した場合の対応

1 町

(1) 情報の提供

孤立した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、北海道に孤立状況や被災に関する情報を速やかに提供する。

(2) 必要な物資の確保等

避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

(3) 関係機関との連携

その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 北海道

(1) 応急措置の実施

町からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

(2) 応援の要請

被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請を行う。

(3) 緊急情報の収集・伝達要請

放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

(1) 連絡手段を確保

防災関係機関（市町村等）の通信が途絶した場合に、電気通信事業者が設置する災害対策機器等で行う。

(2) 応急復旧

被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 余市警察署

関係機関と協力して、安否確認、行方不明者の捜索及び救出救助を実施するとともに、緊急交通路の確保を図る。

第35節 救助法の適用と実施

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、救助法の適用と実施に関する事項を定め、救助法の適用と実施の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動を実施し、救助を促進する。

第3 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第4 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

第5 救助法の適用手続

町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行う。また、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。

第6 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した場合は、同法に基づき、必要と認める救助を実施する。（救助の種類は資料編参照）

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長に個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施する。

また、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について、相互に協力をする。

第7 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにする。

第7章 地震・津波防災対策に関する計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、「地震・津波防災計画編」による。

第8章 原子力防災対策に関する計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、町防災計画の別冊である「原子力防災計画編」による。

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図る。そのために、以下のとおりそれぞれの事故災害について、予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 目的

海上の船舶等の海難事故への対応を定め、災害応急対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策を講ずる。

第3 予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ。）、漁業協同組合

(1) 気象情報の把握

気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2) 応急体制の整備

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(3) 関係機関との相互の連携

関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。また、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(4) 自衛消防隊の組織化

船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努める。

2 町（消防機関）、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察

(1) 体制の整備

迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(2) 通信設備の整備・充実

海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(3) 応急体制の整備

職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制の整備に努める。

(4) 連携体制の強化

海難発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(5) 資機材等の整備促進

海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。

(6) 関係機関との相互の連携

関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。また、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(7) 伝達組織の確立

船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導する。また、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と、組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

ア 気象状況の把握

漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ 適切な措置

漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取する。また、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 予防対策

法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。

- ① 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
- ② 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ③ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- ④ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- ⑤ 海難防止に対する意識の高揚

(9) 適切な指導

第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、隨時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行う。

- ① 海技従事有資格者の乗船確認
- ② 無線従事有資格者の乗船確認
- ③ 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第4 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

第6章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町（消防機関）、船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 海難の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車及び掲示板の利用により、次の事項について広報を実施する。

- ① 海難の状況
- ② 旅客及び乗組員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第6章第5節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

ア 救護措置

遭難船舶を認知した町は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、町防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救助の指揮

救護のため必要があるときは、町民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(2) 第一管区海上保安本部（海上保安庁法第5条）

ア 救助

海難の際の人命、積荷、船舶の救助、天変事変及びその他救済を必要とする場合における救助を行う。

イ 監督

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行う。

ウ 調整

関係機関の救助活動の調整に関するこを行なう。

(3) 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行う。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。

(5) 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力する。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、小樽海上保安部に応援を要請し、実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第6章第15節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について町等各関係機関は、第6章第22節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第6章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

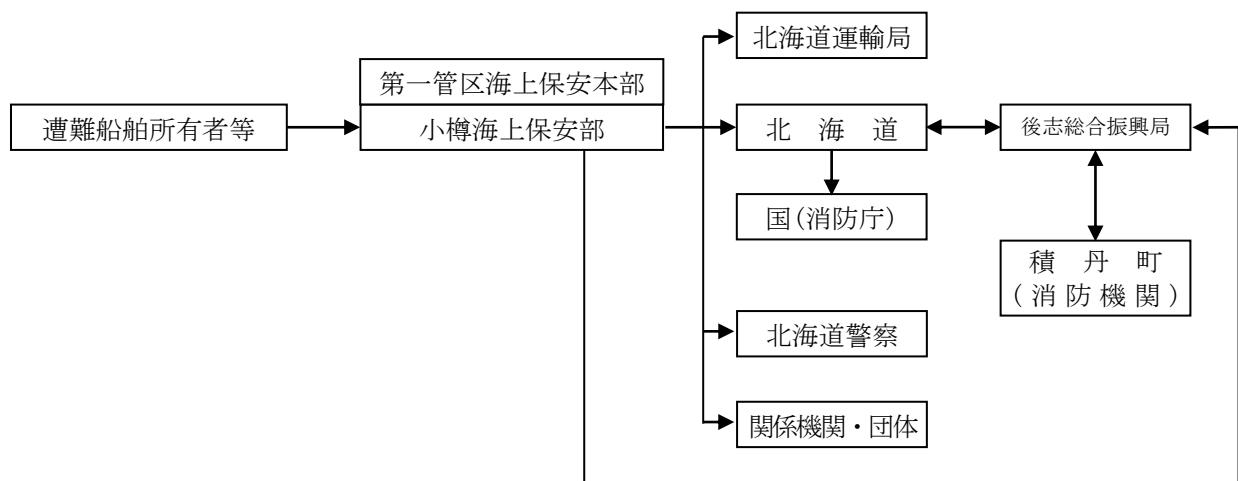
海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援要請

町、北海道及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

■ 情報通信連絡系統



II 流出油等対策計画

第1 目的

海上の船舶等の海難事故による海洋汚染や海上火災に対する対応を定め、災害応急対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策についての計画は、次のとおりとする。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

第3 予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 町（消防機関）の実施事項

(1) 体制の整備

迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(2) 通信設備の整備

災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(3) 応急体制を整備

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(4) 連携体制の強化

災害時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(5) 資機材の整備

災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。また、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。

(6) 防災訓練の実施

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携体制の強化を図る。

(7) 接岸時の安全確保

岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(8) 火気及び立入禁止の徹底

大量の危険物、荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

(9) 荷役に関する指導

油槽所等の保安担当職員の指導監督のもと、船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

- ① 消火器具の配備
- ② 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
- ③ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(10) 関係機関との情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

2 船舶所有者等、漁業協同組合

(1) 未然防止のための措置

気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2) 応急体制の整備

職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(3) 資機材の整備

災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。

(4) 防災訓練の実施

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携体制の強化を図る。

第4 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、北海道の「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほ

か、次により実施する。

(1) 実施機関

町（消防機関）、船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車及び掲示板の利用により、次の事項について広報を実施する。

- ① 油等大量流出事故災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 海上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動対制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部、又は小樽海上保安部に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(2) 小樽海上保安部

- (ア) 巡視船艇・航空機を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- (イ) 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- (ウ) 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。

- (エ) 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (オ) 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (カ) 油回収船による流出油の回収、船舶からの油を抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(3) 水難救難所、漁協

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当っては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 町（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

(2) 小樽海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて積丹町（消防機関）に協力を要請する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により町民の生命及び身体の安全、保護を図るために必要がある場合は第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第6章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

油等大量流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第6章第28節「自衛隊の災害派遣要計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整える。

9 広域応援

町、北海道及び消防機関は、油等大量流出事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第6章8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

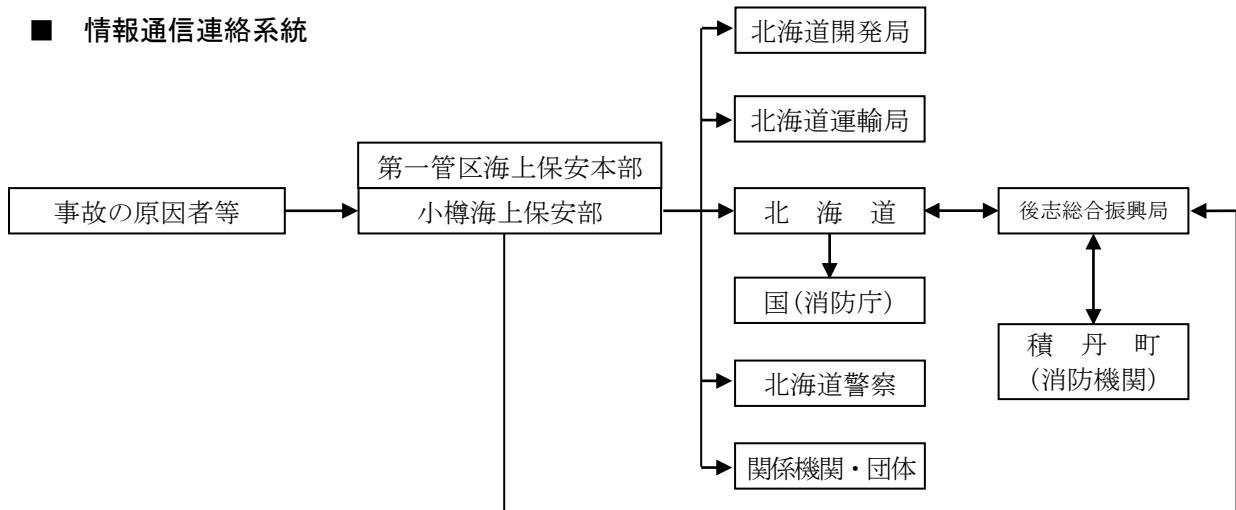
10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場

合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第6章第31節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。



第2節 航空災害対策計画

第1 目的

本町には空港はないが、航空災害時における町民の生活を守るため、航空災害対策に関する事項を定め、航空災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町内で航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立する。

そして、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策を講ずる。

第3 予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

(1) 未然防止のための措置

航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を速やかに提供するなど、航空災害を未然に防止するための措置をとる。

(2) 体制の整備

迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(3) 通信設備の整備

災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(4) 災害応急体制の整備

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(5) 連携体制の強化

災害時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(6) 資機材等の整備

災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

(7) 防災訓練の実施

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携体制の強化を図る。

2 航空運送事業者

(1) 未然防止のための措置

航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2) 災害応急体制の整備

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(3) 実践的な防災訓練の実施

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携体制の強化を図る。

第4 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 通信手段の確保

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集と連絡

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 応急対策の調整

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る。そのため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町（消防機関）、東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 航空災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車及び掲示板の利用により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 航空災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 航空輸送復旧の見通し
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりつつ、その所管に係る災害応急対策を

実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 捜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第6章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第6章第15節「医療救護計画」の定めによるほか、地元医師会により、「空港医療救護活動に関する協定（資料編参照）」による要請に基づき実施する。

7 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施するとともに、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第6章第22節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、以下により実施する。

(1) 実施機関

町、北海道（後志保健福祉事務所余市支所）

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第6章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第10章第2節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

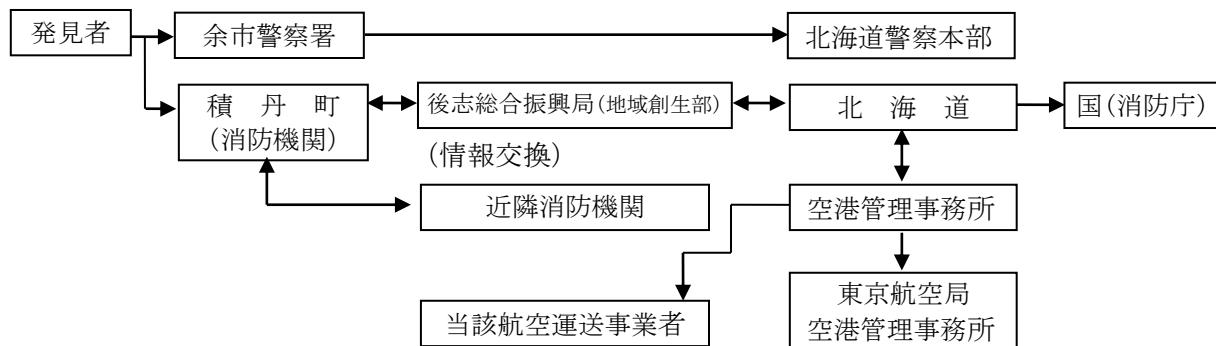
また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整える。

12 広域応援要請

町、北海道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章8節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

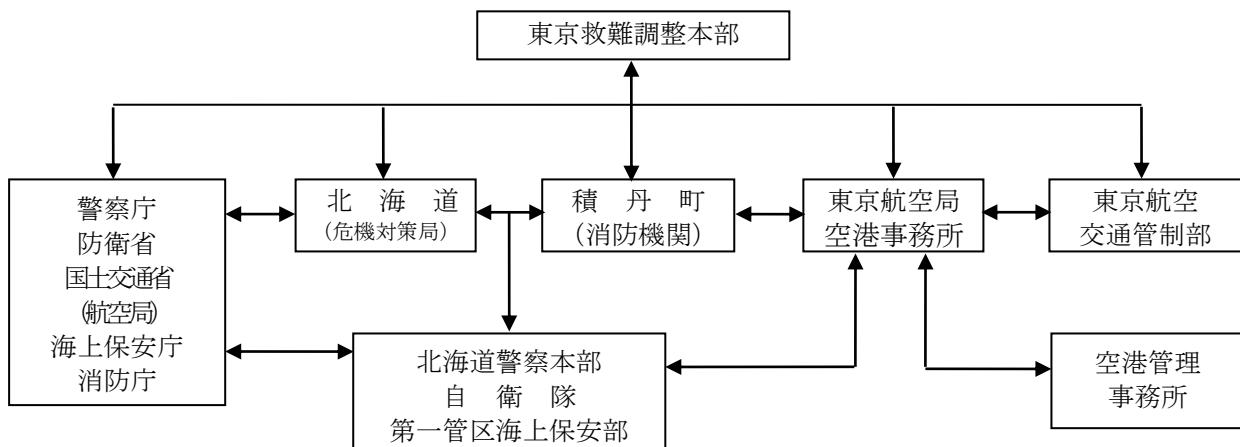
■ 情報通信連絡系統

(1) 発生地点が明確な場合



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）



第3節 道路災害対策計画

第1 目的

道路災害時における道路災害対策に関する事項を定め、関係機関と連携し、道路災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

道路構造物被災による車両の衝突により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策を講ずる。

第3 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 現況の把握

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

イ 体制の整備

異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 安全の確保

道路災害を予防するため、必要な施設の整備と、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

エ 災害の未然防止

道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

オ 災害応急体制の整備

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制の整備に努める。

カ 防災訓練の実施

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底と、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

キ 資機材の整備

道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備に努める。

ク 防災知識の普及

道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ケ 再発防止対策の実施

道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策の実施に努める。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知する。また、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第4 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 通信手段の確保

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 情報の収集と連絡

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関の情報交換

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、以下により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町（消防機関）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

① 道路災害の状況

- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車及び掲示板の利用により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者及び関係機関が行う迅速かつ的確な救護の初期救助活動のほか、第6章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第6章第11節「医療救護計画」に基づく。その他、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、以下により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施するとともに、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第6章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する必要性がある。

なお、道路災害時における交通規制については、第6章第14節「交通応急対策計画」に基づくほか以下により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援

町、北海道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章8節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1) 道路交通の確保

道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の

道路交通の確保に努める。

(2) 被災施設の復旧

関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(3) 緊急点検

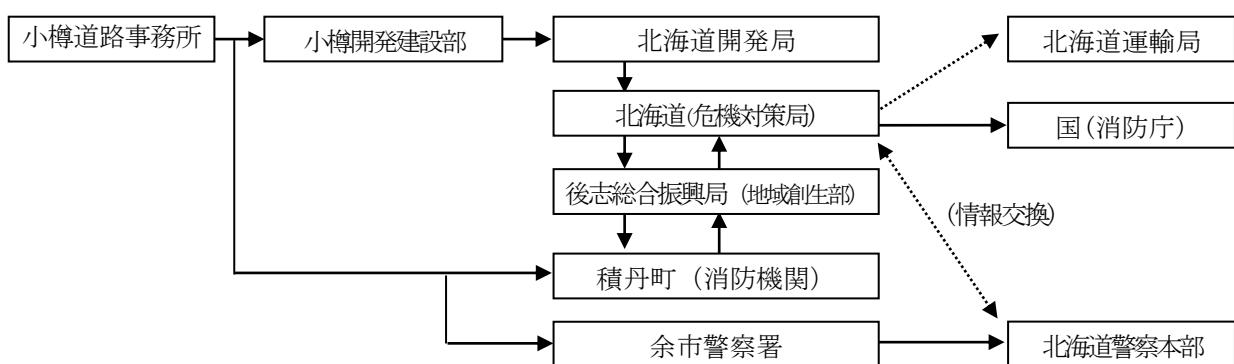
類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(4) 復旧予定期を明確化

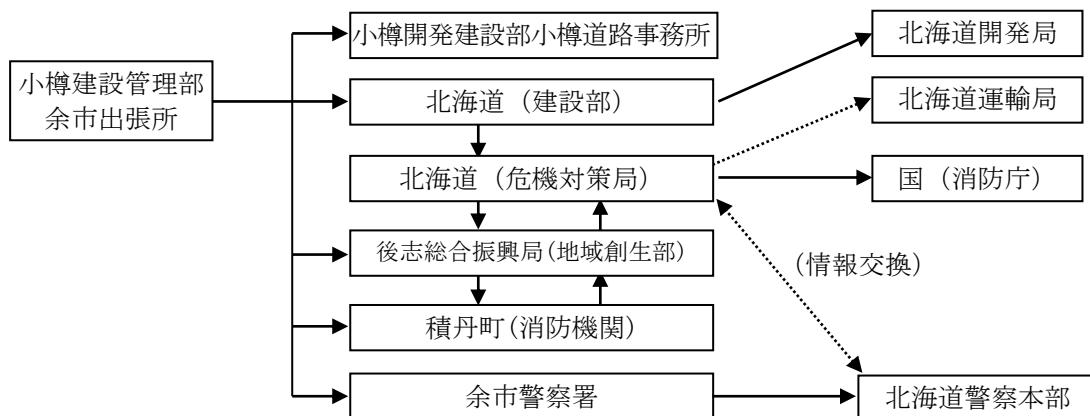
災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明確化する。

■ 情報通信連絡系統

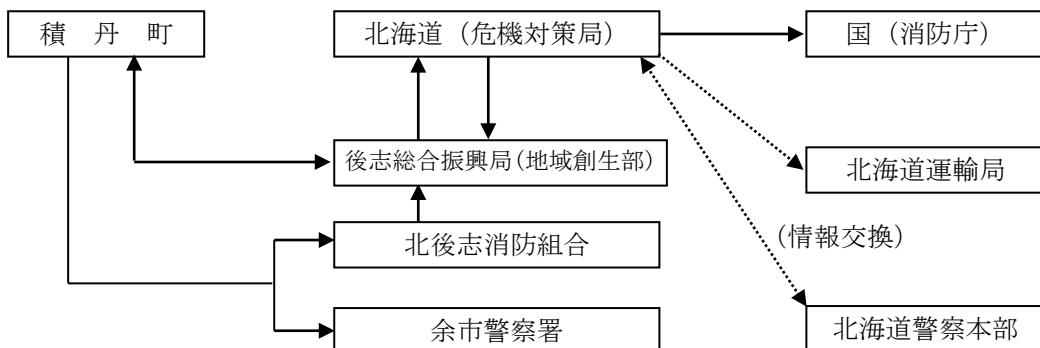
(1) 国が管理する道路の場合



(2) 道が管理する道路の場合



(3) 積丹町が管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、危険物等災害対策に関する事項を定める。また、危険物等災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立する。

また、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関は、各種予防、応急対策を実施する。

なお、海上への危険物流出等による災害対策については、第9章第1節「海上災害対策計画」に定める。

第3 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの

《例》毒物(シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第4 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 法律の遵守

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守する。また、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 応急措置

危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去、その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずる。また、消防機関、警察へ通報する。

(2) 消防機関

ア 立入検査

消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 自主保安体制の確立

事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

2 火薬類災害予防

火薬類等は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、町、北海道及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する、法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等を図る。

(1) 事業者

ア 法律の遵守

火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守する。また、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 応急措置

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。また、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立や適切な指導を実施する。

3 高圧ガス災害予防

町、北海道及び消防本部は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）に基づき、関係事業者に対する指導の強化や保安意識の啓発等を図る。

(1) 事業者

ア 法律の遵守

高压ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成をする。また、高压ガス施設管理者にあっては、自主的な保安体制の強化に努める。

イ 応急措置

高压ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高压ガス保安法で定める応急措置を講ずる。また、高压ガスについて災害が発生したときは、消防、警察及び関係機関へ通報する。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 法律の遵守

毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守する。また、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 応急措置

毒劇物が飛散するなどにより、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出る。また、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 町と北海道の連携

町は、北海道と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、次の予防対策を実施する。

- ① 研修会等で防災教育の徹底
- ② 立入検査時の施設の安全化指導
- ③ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ④ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備
- ⑤ 治療方法を記した書類の整備

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 法律の遵守

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守する。また、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 応急措置

放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずる。また、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

(2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。それらの情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 連絡系統

情報通信の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 通信手段の確保

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 情報の収集と連絡

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関の情報交換

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の整備

町、北海道、消防機関及び関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第6章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、以下により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整える。その他、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被害者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状等、人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、各危険物施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、町及び関係機関は防災体制を整え、北海道等との連携を図り効果的な応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等による消防活動により、その延焼拡大の防止に努める。

(2) 消防機関

ア 消防活動の実施

事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防活動の円滑化

消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」に基づき、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第6章第10節「救助救出計画」及び第6章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町等関係機関は、第6章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

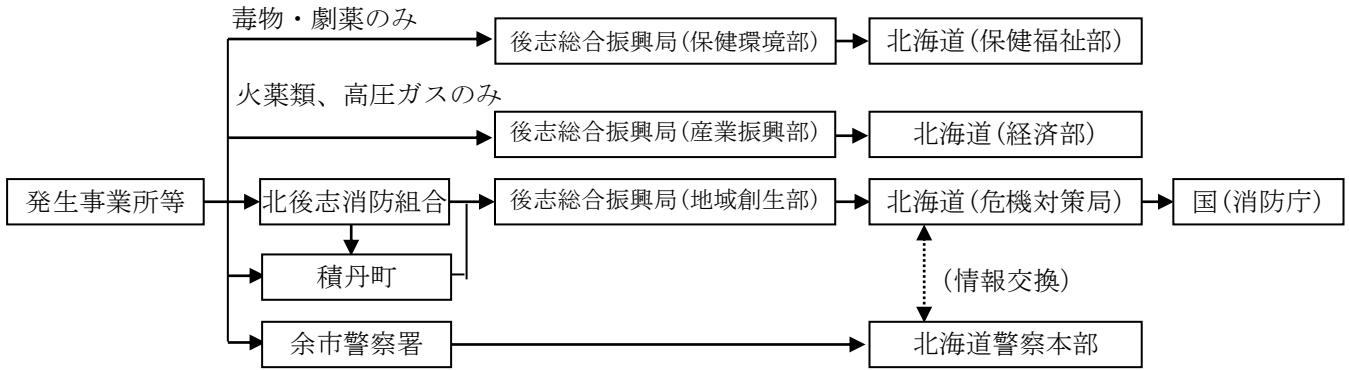
9 自衛隊派遣要請

知事（後志総合振興局長）は、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

10 広域応援

町、北海道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

■ 情報通信連絡系統



第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 目的

大規模な火事災害時における町民の生活を守るため、大規模な火事災害対策に関する事項を定め、大規模な火事災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、防災関係機関は、各種の予防、応急対策を実施する。

第3 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする診療所、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化に努める。そのために、防火管理者の選任及び消防計画を作成し、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能に備えて、防火水槽の整備、海水・河川水の活用により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害への対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（警報発令条件）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第4 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、情報通信連絡系統のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 通信手段の確保

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 情報の収集と連絡

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関の情報交換

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第6章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否状況
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

(1) 状況の把握

現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況の把握をする。

(2) 優先順位を定めての活動

避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 効果的な活動

消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第6章第10節「救助救出計画」及び第6章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町等各関係機関は、第6章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

知事（後志総合振興局長）は、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請することができる。

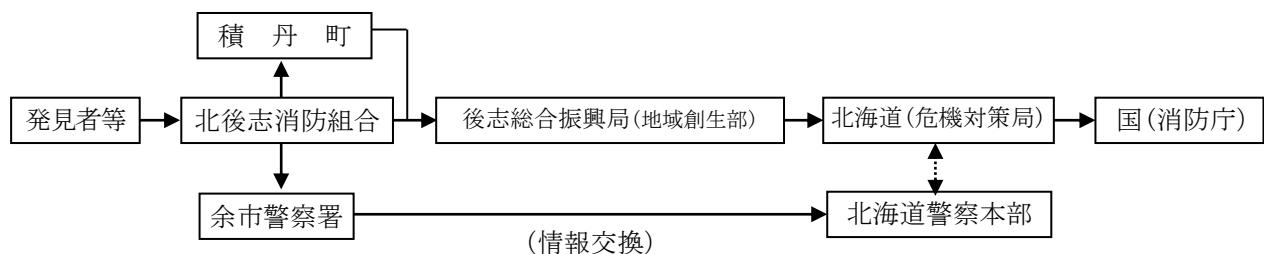
9 広域応援

町、北海道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案する。また、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧・被災者援護計画」に基づき、迅速かつ円滑な復旧作業を進める。

■ 情報通信連絡系統



■ 警報発令条件

総合振興局名	警報発令条件
後志総合振興局	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき。

第6節 林野火災対策計画

第1 目的

林野の火災時における町民の生活を守るため、林野の火災対策に関する事項を定め、林野火災対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、防災関係機関は、予防、応急対策を実施する。

第3 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的な要因によるもので、町、北海道、国及び関係機関は、以下のとおり対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局石狩森林管理署、後志森づくりセンター

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用する。また、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届け出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発をする。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようとする。また、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備に努め、常に緊急時に對処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ① 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- ② 巡視員の配置
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ② 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所の設置、標識及び消火設備の完備
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送事業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ① 路線の巡視
- ② ポスター掲示等による広報活動
- ③ 林野火災の巡視における用地の通行
- ④ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 地区協議会

後志総合振興局区域の予消防対策については、後志総合振興局管内を管轄する地方部局及び関係機関により構成された後志地区林野火災予防協議会が推進する。

(2) 町の組織

町内の予消防対策については、町の区域を管轄する関係機関により構成された積丹町林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）

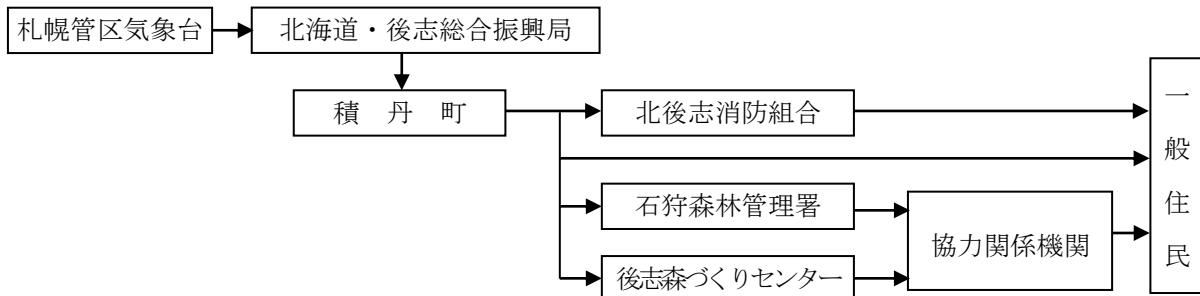
林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行う。

なお、火災気象通報の通報基準は、第4章第2節「気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。

■ 林野火災気象通報の伝達系統



ア 町

通報を受けた町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、北後志消防組合、石狩森林管理署、後志森づくりセンターへ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した場合は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図る。

イ 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

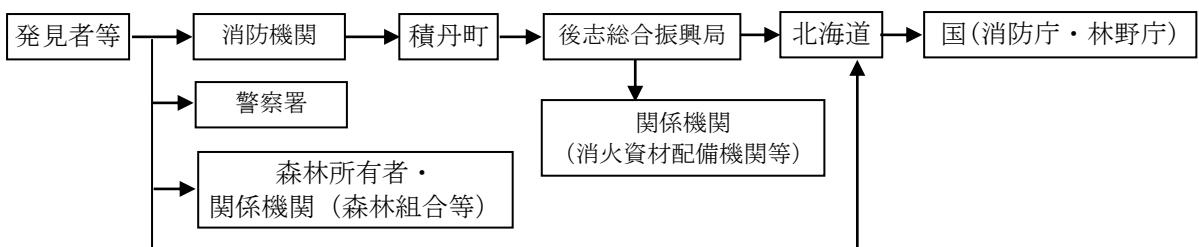
第4 応急対策

1 情報通信

(1) 連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

■ 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

ア 通信手段の確保

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 情報の収集と連絡

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関の情報交換

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行う。

エ 調書の提出

町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、町等の各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第 6 章第 3 節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族から問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対

策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「北海道災害対策現地合同本部設置要綱（資料編参照）」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 応援要請等

第6章8節「広域応援・受援計画」により行う。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用等

林野火災防御図（林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅したもの）の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 空中消火

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第6章第9節「ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

知事（後志総合振興局長）は、第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援

町、北海道及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章8節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第10章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、災害復旧に関する事項を定め、災害復旧の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町民の生活及び地域経済の復興を図るとともに、将来の災害に備えるまちづくりの計画を含め、災害復旧対策を講ずる。

第3 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第4 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

① 公共土木施設災害復旧事業計画

- ・河川
- ・海岸
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・地すべり防止施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・道路
- ・漁港
- ・下水道

- ・公園
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市施設災害復旧事業計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他災害復旧事業計画

第5 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率については、事業別国庫負担等一覧（資料編参照）による。

第6 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び北海道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 目的

各種災害時における町民の生活を守るため、罹災証明の交付、災害応急金融、災害義援金募集及び配分に関する事項を定め、被災者援護の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

災害の応急復旧を図り、災者の速やかな立直りを期するため罹災証明の発行及び応急金融は、次のとおりである。また、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、北海道の規定に基づき適正に実施する。

第3 罷災証明書の交付

1 町

町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 消防機関

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第4 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 一電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罷災証明書の交付の状況
- ⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- ⑤ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

町長は、台帳情報の提供の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第4の1の⑬）を含めないものとする。

第5 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- ① 生活福祉資金
- ② 母子・寡婦福祉資金
- ③ 災害援護資金貸付金
- ④ 災害弔慰金
- ⑤ 災害障害見舞金
- ⑥ 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- ⑦ 災害復興住宅資金
- ⑧ 農林漁業セーフティネット資金
- ⑨ 天災融資法による融資
- ⑩ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- ⑪ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- ⑫ 造林資金
- ⑬ 樹苗養成施設資金
- ⑭ 林道資金
- ⑮ 主務大臣指定施設資金
- ⑯ 共同利用施設資金
- ⑰ 備荒資金直接融資資金

- ⑯ 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- ⑰ 勤労者福祉資金
- ⑱ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第6 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）が、これに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は、委員会々則に定める。（資料編参照）

第7 罹災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町役場内に罹災者相談所を開設し、り災者の相談に応ずる。

平成 26 年 12 月 策定
平成 29 年 3 月 修正

積丹町地域防災計画
一般対策編

平成 29 年 3 月
発 行：積丹町防災会議

問い合わせ先：役場総務課
電 話：0135-44-2112
F A X：0135-44-2125